平成２０年（判）第１８号

審　　決

東京都千代田区丸の内三丁目１番１号
被審人　出光興産株式会社
同代表者　代表取締役　大　宮　秀　一
同代理人　弁　護　士　瀬　尾　信　雄
同　　橋　本　副　孝
同　　吾　妻　　望
同　　日　野　義　英
同　　笠　　浩　久
同　　飯　塚　優　子

公正取引委員会は，上記被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金納付命令審判事件について，公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第８２条の規定により審判長審判官大久保正道，審判官中出孝典及び同秋吉信彦から提出された事件記録及び規則第８４条の規定により被審人から提出された異議の申立書に基づいて，同審判官らから提出された別紙審決案を調査し，次のとおり審決する。

主　　文

被審人は，課徴金として金１億４２１５万円を平成２２年４月２６日までに国庫に納付しなければならない。

理　　由

１　当委員会の認定した事実，証拠，判断及び法令の適用は，いずれも別紙審決案の理由第１ないし第５と同一であるから，これらを引用する。

２　よって，被審人に対し，独占禁止法第５４条の２第１項及び規則第８７条第１項の規定により，主文のとおり審決する。

平成２２年２月２４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水

委　員　濵　田　道　代

委　員　細　川　　清

別　紙

平成２０年（判）第１８号

審　　決　　案

東京都千代田区丸の内三丁目１番１号
被審人　出光興産株式会社
同代表者 代表取締役　大　宮　秀　一
同代理人 弁　護　士　瀬　尾　信　雄
同　　橋　本　副　孝
同　　吾　妻　　望
同　　日　野　義　英
同　　笠　　浩　久
同　　飯　塚　優　子

上記被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号。以下「改正法」という。）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金納付命令審判事件について，公正取引委員会から独占禁止法第５１条の２及び公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第３１条第１項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは，審判の結果，次のとおり審決することが適当であると考え，規則第８２条及び第８３条の規定に基づいて本審決案を作成する。

主　　文

被審人は，課徴金として金１億４２１５万円を国庫に納付しなければならない。

理　　由

第１　事実等

１　課徴金に係る違反行為

出光石油化学株式会社（以下「出光石化」という。）は，別添平成１３年

（判）第１５号審決書（写し。以下，当該審決を「本案審決」という。）記載のとおり，他の事業者と共同して，ポリプロピレン（原料であるナフサの価格に連動して販売価格を設定する旨の契約を締結しているものを除く。以下同じ。）の販売価格の引上げを決定することにより，公共の利益に反して，我が国におけるポリプロピレンの販売分野における競争を実質的に制限していたものであって，これは，独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し，同法第３条の規定に違反するものであり，かつ，同法第７条の２第１項に規定する商品の対価に係るものである（この被審人の違反行為を，以下「本件違反行為」という。）。

２　課徴金の計算の基礎となる事実

(1)　出光石化は，ポリプロピレンの製造販売業を営んでいた者であるが，平成１６年８月１日付けで，被審人との間で被審人を存続会社として合併したことにより，消滅している。

したがって，出光石化がした本件違反行為は，独占禁止法第７条の２第５項の規定により，被審人がした違反行為とみなされる。

（争いがない。）

(2)　出光石化が本件違反行為の実行としての事業活動を行った日は，平成１２年４月２１日である。また，出光石化は，同年５月３０日以降，本件違反行為を取りやめており，同月２９日にその実行としての事業活動はなくなっている。（本案審決によりこのように認められる。）

したがって，被審人については，独占禁止法第７条の２第１項の規定により，実行期間は，平成１２年４月２１日から同年５月２９日まで（以下「本件実行期間」という。）となる。

(3)　本件実行期間におけるポリプロピレンに係る被審人の売上額は，改正法附則第２条のなお従前の例によることとする規定により，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成１７年政令第３１８号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第５条の規定に基づき算定すべきところ，当該規定に基づき算定すると，２３億６９２１万６５０２円である。なお，そのうち，出光ユニテック株式会社（以下「出光ユニテック」という。）に対するものは２億３７９４万１２９１円，カルプ工業株式会社（以下「カルプ工業」という。）に対するものは１億７９３５万４１６６円である。（課徴金の

算定対象となる売上額であるか否かはともかく，これらの売上額自体については争いがない。）

3　課徴金額の算定

被審人が国庫に納付しなければならない課徴金の額は，独占禁止法第７条の２第１項の規定により，前記２３億６９２１万６５０２円に１００分の６を乗じて得た額から，同条第４項の規定により１万円未満の端数を切り捨てて算出された１億４２１５万円である。

第２　争点

1　被審人は本件違反行為の不存在を主張し得るか。

2　被審人が本件実行期間内に出光ユニテックに対して販売したポリプロピレン（以下「本件ユニテック向け商品」という。）が独占禁止法第７条の２第１項所定の「当該商品」に該当するものとして課徴金算定の対象となるか。

3　被審人が本件実行期間内にカルプ工業に対して販売したポリプロピレン（以下「本件カルプ向け商品」という。）が独占禁止法第７条の２第１項所定の「当該商品」に該当するものとして課徴金算定の対象となるか。

第３　争点２及び３についての双方の主張

1　争点２について

(1)　被審人の主張

ア　出光ユニテックは，出光石化の全額出資子会社であり，同社の出光ユニテックに対する売上げについては，同一企業内における加工部門への物資の移動と同視し得るものであるから，本件ユニテック向け商品は課徴金算定対象から除外されるべきである。

なお，出光ユニテックは，出光石化が開発した合成樹脂シート及びフィルム等の加工製品の製造部門として設立された会社であり，平成１２年４月１日には，出光石化からその加工製品事業の営業譲渡を受けている。出光ユニテックは，原材料とするポリプロピレンを，出光石化が製造していない特殊グレードのものなどごく一部を除いて，専ら出光石化からの支給により調達している。出光ユニテックは，あくまでもポリプロピレンを原材料とする別の加工製品を市場に提供しており，ポリプロピレンをそのまま転売するようなことはしておらず，したがって，出光石化の出光ユニテックに対する売上げに課徴金を課さなければ不当に課徴金を免れさせることとなるような関係はない。これらの事情から

すれば，実態面においても出光ユニテックが出光石化の加工部門と評価できることは明らかである。

イ　また，本件ユニテック向け商品の中には，出光ユニテックにおいて，製品の製造委託先である太洋化成株式会社（出光石化の全額出資子会社。以下「太洋化成」という。）及び伸興化成株式会社（以下「伸興化成」という。）に対し，当該製品の主要原料として支給していたものもあったが，その製品は，いずれも出光ユニテックが全量引き取っていたのであるから，本件ユニテック向け商品は，上記製造委託先に支給されたものも含めて，同一企業内における加工部門への物資の移動と同視し得るものであったことは明らかである。

(2)　審査官の主張

ア　独占禁止法第７条の２第１項所定の「当該商品」とは，違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって，当該違反行為による拘束を受けたものをいう。違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については，当該行為を行った事業者又は事業者団体が明示的又は黙示的に当該行為の対象からあえて除外したこと，あるいは，これと同視し得る合理的な理由によって定型的に当該行為による拘束から除外されていることを示す特段の事情がない限り，上記「当該商品」に該当し，課徴金の算定対象に含まれるものと推定すべきである。

イ　本案審決における本件違反行為の対象商品は「ポリプロピレン（原料であるナフサの価格に連動して販売価格を設定する旨の契約を締結しているものを除く。）」であり，本件ユニテック向け商品がこの範ちゅうに含まれることは明らかである。

ウ　全額出資子会社その他の資本関係のある事業者との取引に係る売上額であっても，一律に課徴金の算定対象から除外されるのではなく，当該事業者との関係や取引実態を踏まえ，当該取引が違反行為による拘束を受けていないと客観的に認め得る特段の事情がある場合に限って除外されるというべきである。

エ　①本件ユニテック向け商品を含む出光ユニテック向けポリプロピレンの販売価格は，同社が製造販売するフィルム，シート，不織布の３分野ごとに，同種の製品を製造販売する代表的な大手需要者として出光石化があらかじめ定めた需要者向けのポリプロピレンの販売価格の９

０％とすることとされていた。②出光ユニテック向けポリプロピレンの販売価格の改定は，上記①の大手需要者向けの販売価格の改定から約１か月遅れで適用することが決められていた。③出光石化は，上記②の販売価格の改定について説明義務を課せられており，価格改定のたびに出光ユニテックに対して改定理由の説明を行っていた。

これらの事実によれば，本件ユニテック向け商品を含む出光ユニテック向けポリプロピレンの販売価格の改定は，一般需要者に対する販売価格の改定と連動して実施されており，一般の需要者向けの製品と同様に，本件違反行為の実施に連動して値上げが行われる販売価格決定方法が採られていたのであり，本件違反行為による拘束を受けていたことは明らかである。

以上によれば，本件ユニテック向け商品について，前記アの特段の事情があったとはいえない。

オ　なお，出光ユニテックは主として出光石化からポリプロピレンを購入していたようではあるが，出光石化以外の事業者から購入することを禁止されていたという事情もない。

また，出光ユニテックが，出光石化から購入したポリプロピレンを原材料として製造した製品を，同社に買い戻させることなく自ら販売している事実は，むしろ出光ユニテックが一般の需要者と変わりないことを示すものである。

カ　太洋化成及び伸興化成に支給されたポリプロピレンも，出光石化からみれば出光ユニテック向けポリプロピレンに含まれるのであり，いずれも課徴金の算定対象となる。

２　争点３について

(1)　被審人の主張

ア　①カルプ工業は，本件違反行為の当時，出光石化とライオン株式会社（以下「ライオン」という。）とで５０％ずつ出資している会社であり，その代表取締役社長は設立時より一貫して出光石化（被審人との合併後は被審人）から派遣されており，その取締役８名の半分（常勤取締役５名の中では３名）及び監査役２名の半分も出光石化から派遣されていた。②カルプ工業は複合樹脂材料の開発・生産・販売を行う会社であり，複合樹脂はポリプロピレンを含む合成樹脂を主要原料とするところ，出光

石化は，ライオン油脂株式会社（ライオンの前身となる会社。以下，同社も「ライオン」と表記する。）との間の基本契約により，カルプ工業向けの合成樹脂について供給責任を負い，かつ，市場競争力ある価格及び条件で供給するものとされていた。これを受けて，出光石化のカルプ工業向け合成樹脂の販売価格は，常に市場価格より優遇した価格とすべく，いわゆる第三者に対する価格（「国内ナチュラルプロパー」〔国内向け製品から，着色したもの，２次加工品及びカルプ工業向けのものを除いたもの〕の平均単価）の９０％というような一定の計算式に基づいて，自動的・機械的に設定されていた（この点で，原料であるナフサの価格に連動して販売価格を設定する旨の契約を締結しているポリプロピレン〔前記第１の１参照〕と同様である。）。出光石化とカルプ工業との間で個別の交渉等が行われるものではなかった。このように，出光石化のカルプ工業向け合成樹脂の販売価格の決定方法は，一般の需要者向けのそれとは全く異なっていた。③そのため，カルプ工業は，ポリプロピレンを含む合成樹脂についてはその全量を出光石化から購入し，他社から購入することはなかった。他社が参入する余地は全くなく，価格競争の余地も全くなかった。

以上のとおり，本件違反行為の当時，カルプ工業は，実質的には出光石化の完全子会社と同視されており，本件カルプ向け商品の販売については，出光石化の自家消費又は加工部門への物資の移動と同視し得るもの，あるいはその他，「明示的又は黙示的にカルテルの対象から除外したかまたはこれと同視し得る合理的な理由がある特段の事情」が認められるから，本件カルプ向け商品は課徴金算定対象から除外されるべきである。

イ　なお，本件カルプ向け商品を含むカルプ工業向けポリプロピレンの販売価格改定が，一般需要者向け製品のそれと「連動」していたとはいえない。一般需要者向け製品の値上げが実現した場合には，カルプ工業向け製品の販売価格の算定の際に，結果的・事後的に反映されるに過ぎない。

また，出光石化のカルプ工業に対する販売価格改定の理由説明というのも，実際には，前四半期の実績値をカルプ工業に通知していただけであり，それ以上の改定理由の説明等は行っていない。

(2) 審査官の主張

ア　本件カルプ向け商品についても，本件違反行為の対象商品の範ちゅうに含まれることは明らかである。

イ　資本関係のある事業者との取引に係る売上額であっても，一律に課徴金の算定対象から除外されるのではなく，前記１(2)ウの特段の事情がある場合に限って除外されるというべきである。

ウ　①本件カルプ向け商品を含むカルプ工業向けポリプロピレンの販売価格は，同社向け製品及び加工品である樹脂製品を除いた出光石化が国内において販売するポリプロピレンの平均販売価格の９０％に設定されることになっていた。②出光石化は，カルプ工業向けポリプロピレンの販売価格の改定について説明義務を課せられており，価格改定のたびにカルプ工業に対して改定理由の説明を行っていた。

これらの事実によれば，本件カルプ向け商品を含むカルプ工業向けポリプロピレンの販売価格の改定は，一般需要者に対する販売価格の改定と連動して実施されており，一般の需要者向けの製品と同様に，本件違反行為の実施に連動して値上げが行われる販売価格決定方法が採られていたのであり，本件違反行為による拘束を受けていたことは明らかである。

以上によれば，本件カルプ向け商品について，前記１(2)アの特段の事情があったとはいえない。

エ　なお，カルプ工業は主として出光石化からポリプロピレンを購入していたようではあるが，出光石化以外の事業者から購入することができなかったという事情もない。

被審人がカルプ工業向けポリプロピレンの販売価格についてカルプ工業との価格交渉等を行わなかったのは，前記ウの価格決定方法を採っていたからにすぎない。

第４　審判官の判断

１　争点１について

被審人は，本件違反行為は存在しない旨主張する。

しかしながら，本件審判は，本件違反行為に関し，審判手続を経た上で，公正取引委員会が本件違反行為の存在を認定し，独占禁止法第５４条第２項の規定により本案審決を行った後，本件違反行為について同一の被審人に対

して課徴金納付命令が発せられたことに由来する課徴金に係る審判であるところ，被審人には，本案審決に係る審判手続において本件違反行為の存否を争う機会が与えられており，公正取引委員会は，被審人の主張立証を踏まえて本件違反行為の存在を認定して本案審決を行ったものである。

このような場合には，課徴金に係る審判において，被審人が重ねて本件違反行為の不存在を主張することは許されないと解するのが相当であるから，本件違反行為が存在しない旨の被審人の主張はそれ自体失当であり，本件審判においては，本案審決の認定に係る本件違反行為の存在を前提とした上で，判断すべきこととなる。

2　争点２及び３（本件ユニテック向け商品及び本件カルプ向け商品の「当該商品」該当性）について

(1)　独占禁止法第７条の２第１項所定の「当該商品」とは，違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって，当該行為による拘束を受けたものをいうものと解される。そして，違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については，当該行為を行った事業者又は事業者団体が明示的又は黙示的に当該行為の対象からあえて除外していたか，又はこれと同視し得る合理的な理由によって定型的に当該行為による拘束から除外されていることを示す特段の事情がない限り，当該行為による拘束を受けたものと推定し，上記「当該商品」に該当するものとして課徴金の算定対象に含めるのが相当である（公正取引委員会平成１１年１１月１０日審決・公正取引委員会審決集４６巻１１９頁参照）。

本件争点２及び３は，出光石化がその全額出資子会社又は５０％出資の関連会社に対して販売した商品が上記「当該商品」に含まれるか否かであるが，このような場合においても，その該当性は，上記の観点から判断すべきである。

(2)　本案審決において認定された本件違反行為の対象商品は，「ポリプロピレン（原料であるナフサの価格に連動して販売価格を設定する旨の契約を締結しているものを除く。）」であり，その取引先による限定は加えられていないから，本件ユニテック向け商品及び本件カルプ向け商品は，いずれも，本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品といえる。

また，本件ユニテック向け商品及び本件カルプ向け商品が，本件違反行為の参加者らにおいて，明示的又は黙示的に本件違反行為の対象からあえ

て除外したものに該当すると認めるべき証拠はない。

そこで，以下，本件ユニテック向け商品及び本件カルプ向け商品について，前記(1)の，定型的に当該行為による拘束から除外されていることを示す特段の事情の有無について検討する。

(3) 本件ユニテック向け商品について

ア 証拠（査第１号証，第３号証，審第１号証ないし第３号証，第１９号証）によれば，以下の事実が認められる。

(ｱ) 出光ユニテックは，昭和５９年１月１１日に，出光石化が開発したポリプロピレンを原料とするフィルム等の加工製品の製造部門として，同社の全額出資により設立された会社であり（出光ユニテックの設立当時の商号は「ユニ加工株式会社」であり，平成１２年３月２９日付け商号変更により現商号となった。以下，商号変更前であっても「出光ユニテック」と表記する。），本件違反行為及び本件実行期間の当時においても出光石化の全額出資子会社であった。

(ｲ) 平成１２年当時，出光ユニテックの役員は，出光石化からの出向者及び同社の役員との兼任者によって構成されていた。出光ユニテックの従業員は，出光石化からの出向者及び出光ユニテックにおいて独自に採用された者によって構成されていた。

(ｳ) 出光ユニテックは，平成１２年４月１日までは，出光石化との間の加工委託契約に基づき，同社からポリプロピレンの供給を受けて前記(ｱ)のフィルム等を製造し，同社に納入し，同社から委託加工費を得るという事業を営んでいたが，同日，同社から加工製品事業を譲り受け，それ以後は，同社からポリプロピレンを購入し，それを原料として上記フィルム等を製造し，それを自ら需要者に販売するという事業を営むようになった。

出光ユニテックは，原則として，その購入するポリプロピレンの全量を，出光石化から購入していた。

出光ユニテックが出光石化から購入したポリプロピレンの一部は，太洋化成及び伸興化成にも納入されていたが，そのポリプロピレンも，両社において加工製品の原料として使用され，その加工製品は出光ユニテックが全量引き取っていた。

(ｴ) 出光石化の出光ユニテック向けポリプロピレンの販売単価は，出光

ユニテックが製造販売するフィルム，シート及び不織布の３分野ごとに，出光石化の販売するポリプロピレンに係る代表的な大手需要者としてあらかじめ定められた者向けのポリプロピレンの販売単価の９０％とすることとされていた。このような出光ユニテック向けポリプロピレンの販売単価の改定は，上記大手需要者向けの販売単価が改定されてから約１か月後に行われることとされていた。

したがって，本件違反行為によるポリプロピレンの値上げ等が行われた場合には，本件ユニテック向け商品の販売価格もそれと連動して値上げ等される関係にあった。

イ　以上のとおり，出光ユニテックは，出光石化の全額出資子会社で，その支配下にあった者であるが，出光石化とは別個の法人格を有する者として，出光石化から購入したポリプロピレンを原料として製造した製品を自ら需要者に販売していた者であり，かつ，出光石化からの購入価格は，本件違反行為によるポリプロピレンの値上げ等と連動していたのであって，かかる事情を総合考慮すると，本件ユニテック向け商品がその性質上客観的にみて本件違反行為の対象外のものであるとみることはできないし，その売上げが「同一企業内における加工部門への物資の移動と同視し得る」ものということもできないというべきであって，本件違反行為の参加者らが明示的又は黙示的に当該行為の対象からあえて除外していたことと同視し得る合理的な理由によって定型的に当該行為による拘束から除外されていることを示す特段の事情があると認めることはできない。

ウ　なお，被審人は，公正取引委員会昭和５９年２月２日審決（公正取引委員会審決集３０巻５６頁）が，全額出資子会社に対する売上げは「同一企業内における加工部門への物資の移動と同視し得る」ものとしてすべて除外されるとの見解を示している旨主張する。

しかしながら，上記審決は，「もともと，他企業への売上げは市場への出荷であって，課徴金賦課の対象となる売上げに当たる。このことは，資本参加の関係にある企業に対するものであっても変わりはない」と述べた上で，「本件のごとき事情の下にある全額出資の子会社に対する売上げは，経理上売上げとしているものの，同一企業内における加工部門への物資の移動と同視し得るから，この点から関西紙器及び以下に述べ

るとおり大和紙器に対する販売が除外されるのであって，そのような事情のみられない他の子会社に対する販売まで除外すべしとする被審人の主張には理由がない」と述べているのであり，特に「本件のごとき事情の下にある」という文言をあえて付している点に鑑みれば，「全額出資の子会社に対する売上げ」であることのみによって一律に除外するのではなく，個々の事案ごとに他の事情も勘案して除外するか否かを判断するとの立場を採っているものと解するのが相当である。「本件のごとき事情」というのが具体的にいかなる事情を指すのかは，上記審決の全体をみても必ずしも明らかではないが，そうであるからといって上記解釈が左右されるものではない。したがって，上記審決が前記(1)以下の本件における判断と相矛盾するものということはできない。

そして，本件ユニテック向け商品の売上げが「同一企業内における加工部門への物資の移動と同視し得る」ものであったとはいえないことは，前記イのとおりである。

よって，被審人の上記主張は，前記イの認定判断を左右するものではない。

エ　以上によれば，本件ユニテック向け商品については，本件違反行為による拘束を受けたものと推定し，独占禁止法第７条の２第１項所定の「当該商品」に該当するものとして課徴金算定対象に含めるのが相当である。

(4)　本件カルプ向け商品について

ア　証拠（査第１号証，審第１０号証ないし第１４号証，第１８号証ないし第２０号証）によれば，以下の事実が認められる。

㈠　カルプ工業は，昭和５４年５月に，出光石化とライオンの５０％ずつの出資により設立された会社であり，本件違反行為及び本件実行期間の当時においてもその出資比率に変化はなかった。

㈡　カルプ工業の役員は，その半数が出光石化から派遣された者，残り半数がライオンから派遣された者によって構成されていた。カルプ工業の従業員も，その約半数が出光石化から派遣された者，残りの約半数がライオンから派遣された者によって構成されていた。

㈢　カルプ工業は，ポリプロピレンを含む合成樹脂を購入し，それを原料として合成樹脂製品の複合材料を製造し，合成樹脂製品メーカーに

販売するという事業を営んでいる。

出光石化は，カルプ工業の設立に関して，ライオンとの間で，昭和５４年５月７日付け「合弁会社設立に関する基本契約書」を取り交わしており，そこには，出光石化がカルプ工業に対して「その製品製造に適する合成樹脂を市場競争力ある価格および条件で供給するものとする」という条項があった（他方，カルプ工業の原材料調達活動に明示的に何らかの制約を課す条項はなかった。）。

カルプ工業は，その設立以後，本件実行期間当時まで，同社が購入するポリプロピレンの全量を，出光石化から購入していた。

(ｴ) 出光石化のカルプ工業向けポリプロピレンの販売単価は，出光石化が販売する「ナチュラル品」と呼ばれるポリプロピレン（ただし，カルプ工業向けのものを除く。）の平均単価の９０％とすることとされていた。このようなカルプ工業向けポリプロピレンの販売単価の改定は，四半期ごとに行われることとされていた。

したがって，本件違反行為によるポリプロピレンの値上げ等が行われた場合には，本件カルプ向け商品の販売価格もそれと連動して値上げ等される関係にあった。

イ　以上のとおり，カルプ工業は，出光石化から５０％の出資を受け，かつ役職員のほぼ半数が同社から派遣された者であるなど，出光石化と密接な関係にあったとはいえ，同社の完全な支配下にあったのではない上，同社から購入したポリプロピレンを原料として製造した製品を自ら需要者に販売していた者であり，かつ，出光石化からの購入価格は本件違反行為によるポリプロピレンの値上げ等と連動していたのであって，かかる事情に照らせば，本件カルプ向け商品について，本件違反行為の参加者らが明示的又は黙示的に当該行為の対象からあえて除外していたことと同視し得る合理的な理由によって定型的に当該行為による拘束から除外されていることを示す特段の事情があるということはできない。

ウ　この点について，被審人は，前記第３の２(1)アの②のとおり，出光石化のカルプ工業向けポリプロピレンの販売価格の決定方法が一般の需要者向けのそれと異なっていた点を指摘する。

しかしながら，企業間の商品取引における販売価格の設定方法として

は様々なものがあり得るのであり，本件違反行為及び本件実行期間の当時，出光石化とカルプ工業との間で，ポリプロピレンの販売価格の設定方法として，一定の計算式によって自動的に定まる方法が採用されていたというだけでは，両社間の取引関係が出光石化と他社との間の取引関係とは質的に異なるものであったとはいえない。そして，そのような販売価格の設定方法が採用されていたのであれば，仮に出光石化とカルプ工業との間で個別の価格交渉等が行われなかったとしても，それは上記設定方法が採用されていたことの結果に過ぎないとみるのが自然であり，これも，両社間の取引関係が出光石化と他社との間の取引関係とは質的に異なるものであったという根拠にはならない。

エ　また，被審人は，前記第３の２(1)アの②及び③のとおり，カルプ工業におけるポリプロピレンの仕入れに関して他社が参入する余地も価格競争の余地も全くなかった旨主張する。

しかしながら，前記ア(ｳ)のとおり，出光石化とライオンとの間のカルプ工業の設立に関する基本契約書には，カルプ工業自身の原材料調達活動に明示的に何らかの制約を課す条項はなかった。また，出光石化のカルプ工業向けポリプロピレンの販売価格は前記ア(ｴ)のような方法で定められていたが，それが，他のポリプロピレン製造販売業者から提示されることがあり得ないほどの低価格であったことを認めるに足りる証拠はない。その他本件全証拠によっても，本件違反行為当時のカルプ工業におけるポリプロピレンの仕入れに関して，およそ出光石化以外の業者が参入する余地が全くなかったとか，価格競争の余地が全くなかったとは認められない。

オ　なお，被審人は，販売価格の改定についてのカルプ工業への理由説明に関する前記第３の２(2)ウ②の審査官の主張に対し，同２(1)イのとおり，カルプ工業に対しては前四半期の実績値を通知していただけであり，それ以上の改定理由の説明等は行っていない旨主張し，これに沿う内容の被審人の従業員の陳述書（審第１９号証，第２０号証）も提出しているが，この点に関する具体的事実関係が仮に被審人の主張のとおりであったとしても，そのことは前記イの認定判断を左右するものではない。

カ　以上によれば，本件カルプ向け商品については，本件違反行為による拘束を受けたものと推定し，独占禁止法第７条の２第１項所定の「当該

商品」に該当するものとして課徴金算定対象に含めるのが相当である。

第５　法令の適用

以上によれば，本件については，独占禁止法第７条の２第１項，第４項及び第５項の規定を適用して，被審人に対し，同法第５４条の２第１項の規定により，主文のとおり審決することが相当であると判断する。

平成２１年１２月１４日

公正取引委員会事務総局

審判長審判官　　大久保　正　道

審判官　　中　出　孝　典

審判官　　秋　吉　信　彦

別　添

平成１３年（判）第１５号

審　　決

東京都千代田区丸の内三丁目１番１号
被審人　出光興産株式会社
同代表者　代表取締役　原　田　征　夫
同代理人　弁　護　士　坂　野　　滋
同　　瀬　尾　信　雄
同　　橋　本　副　孝
同　　吾　妻　　望
同　　日　野　義　英
同　　笠　　浩　久

東京都中央区新川二丁目２７番１号
被審人　住友化学株式会社
同代表者　代表取締役　米　倉　弘　昌
同代理人　弁　護　士　厚　谷　襄　児
同　　川　崎　隆　司
同　　加　瀬　洋　一
同　　松　尾　　眞
同　　内　藤　順　也
上記松尾眞復代理人弁護士
　　森　口　　倫

東京都品川区東品川二丁目２番２４号
被審人　サンアロマー株式会社
同代表者　代表取締役　ｺﾞﾀﾞｰﾄﾞ・ﾌｫﾝ・ｲﾙｾﾞﾏﾝ
同代理人　弁　護　士　大　岸　　聡
同　　川　合　弘　造
同　　住　田　邦　生
上記川合弘造復代理人弁護士

同　　八　木　聡　子

山口県周南市御影町１番１号
被審人　株式会社トクヤマ
同代表者　代表取締役　中　原　茂　明
同代理人　弁　護　士　井　上　展　成

公正取引委員会は，上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく平成１３年（判）第１５号独占禁止法違反審判事件について，公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第８２条の規定により審判長審判官原啓一郎及び審判官中出孝典から提出された事件記録並びに規則第８４条の規定により被審人らから提出された異議の申立書及び規則第８６条の規定により被審人らから聴取した陳述に基づいて，同審判官らから提出された別紙審決案を調査し，次のとおり審決する。

主　　文

１　被審人住友化学株式会社及び被審人サンアロマー株式会社の２社は，平成１２年３月６日にこれら２社並びに日本ポリプロ株式会社，株式会社グランドポリマー，チッソ株式会社，出光石油化学株式会社及び被審人株式会社トクヤマの間で行ったポリプロピレンの販売価格の引上げに関する合意が消滅していることを確認しなければならない。

２　被審人住友化学株式会社及び被審人サンアロマー株式会社は，それぞれ，次の事項をポリプロピレンの取引先販売業者及び需要者に周知徹底させなければならない。この周知徹底の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

⑴　前項に基づいて採った措置

⑵　今後，それぞれ，相互に又は他の事業者と共同してポリプロピレンの販売価格を決定せず，各社が自主的に決める旨

３　被審人住友化学株式会社及び被審人サンアロマー株式会社は，今後，それぞれ，

相互に又は他の事業者と共同してポリプロピレンの販売価格を決定せず，各社が自主的に決めなければならない。

4　被審人住友化学株式会社及び被審人サンアロマー株式会社は，前３項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

5　出光石油化学株式会社及び被審人株式会社トクヤマが，日本ポリプロ株式会社，株式会社グランドポリマー，チッソ株式会社，被審人住友化学株式会社及び被審人サンアロマー株式会社と共同して，平成１２年３月６日に，同年４月以降，ポリプロピレンの需要者向け販売価格を１キログラム当たり１０円をめどに引き上げることを決定した行為は，独占禁止法第３条の規定に違反するものであり，かつ，当該行為は，既になくなっていると認める。

6　出光石油化学株式会社及び被審人株式会社トクヤマの前記５の違反行為については，被審人出光興産株式会社及び被審人株式会社トクヤマに対し，格別の措置を命じない。

理　　由

1　当委員会の認定した事実，証拠，判断及び法令の適用は，別紙審決案１０ページの５行目の「同日」を「同日及び３月３日」に改め，同ページ８行目「１２５号証」の次に「，参考人阪本良嗣」を加え，同５１ページの６行目から７行目にかけての「必ずしもＰＥの値上げを否定し去るものではない」を「ＰＥの値上げを否定するものではない上，同人は，３月６日の部長会で日本ポリケム宇川が同社の値上げ方針どおりコンセンサスを得るべく発言したはずであり，同部長会の終了後，同宇川からＰＰの値上げについての各社の意見が一致した旨の報告を受けた趣旨の供述をしているのである（査第４号証，第９２号証，参考人塩崎昌弘）」に，同５７ページ１５行目の「出光化学」を「出光石化」に，同６５ページ１８行目の「主文第１，２項のとおり」を「主文第１ないし４項のとおり」に，同６５ページ２０行目及び２１行目の「主文第３，４項のとおり」を「主文第５，６項のとおり」に改めるほかは，いずれも別紙審決案の理由第１ないし第５と同一であるから，これらを引用する。

なお，平成１２年３月６日の営業部長級の者らによる会合（以下「部長会」という。）における被審人らによる本件ポリプロピレンについて「４月以降，ポリプロピレンの需要者向け販売価格を１キログラム当たり１０円をめどに引き上げること」という合意（以下「本件合意」という。）の有無の点に関し，次のと

おり付言する。

独占禁止法第３条において禁止されている「不当な取引制限」すなわち「事業者が，他の事業者と共同して対価を引き上げる等相互に事業活動を拘束し，又は遂行することにより，一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」（独占禁止法第２条第６項）にいう「共同して」に該当するというためには，複数事業者が対価を引き上げるに当たって，相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であると解されるが，ここにいう「意思の連絡」とは，複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し，これと歩調をそろえる意思があることを意味し，一方の対価引上げを他方が単に認識，認容するのみでは足りないが，事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく，相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して，暗黙のうちに認容することで足りると解され，また，その判断に当たっては，対価引上げがなされるに至った前後の諸事情を勘案して事業者の認識及び意思がどのようなものであったかを検討し，事業者相互間に共同の認識，認容があるかどうかを判断すべきである（東芝ケミカル株式会社審決取消請求事件平成７年９月２５日東京高等裁判所判決同旨）。

そこで本件につき，まず平成１２年３月６日（平成１２年の月日については，以下，年の記載を省略する。）の部長会の前後の経緯をみると，別紙審決案において認定しているように，１月２１日の部長会においてナフサ価格の高騰を背景に，４月以降のナフサ価格の見通し及びポリプロピレンの値上げの必要性について意見交換を行い，ポリプロピレンの値上げについて部長会において検討していくこととし，これに基づき，２月７日及び２月２１日の部長会において当該値上げについて意見交換等が行われた。そして，３月６日の部長会後の３月１７日の会合においては，各社の値上げのための社内手続の進ちょく状況，値上げの打出しの内容，対外発表時期等につき確認をした上で，次回３月２７日の会合において各社が責任をもって値上げ交渉を行う需要者に対する分担を決める案を持ち寄ることとし，続く３月２７日の会合においてその分担が決められ，その後，実際に値上げの交渉が行われ，さらには実施状況の確認等について会合等が行われたのである。

これらのことからすると，値上げの打出しの内容，時期等の確認が行われた３月１７日の会合までには，ポリプロピレンの値上げについて被審人らの間に上記の趣旨における「意思の連絡」が既に存在していたと考えられるところ，３月６

日の部長会をはさんだ上記の一連の事実経過，３月６日の部長会において，当該値上げに関して認識が一致したとの趣旨を被審人ら関係７社のうち５社の出席者が審査官に供述している（これらの供述調書が供述者の意思に反して作成されたことを疑わせるに足る事情は認められない。）こと，そして，その後，本件合意内容に沿う値上げ交渉が実際に行われ，その実施状況の確認も行われたことなどを総合的にみると，３月６日の会合において，被審人らが相互にポリプロピレンの需要者向け販売価格の引上げを実施することを認識ないし予測し，これと歩調をそろえる意思を有し，もって上記「意思の連絡」に当たる本件合意が成立したと認めることができるというべきである。

２　よって，被審人住友化学株式会社及び同サンアロマー株式会社に対し，独占禁止法第５４条第２項及び規則第８７条第１項の規定により，被審人出光興産株式会社及び同株式会社トクヤマに対しては，独占禁止法第５４条第３項及び規則第８７条第１項の規定により，主文のとおり審決する。

平成１９年８月８日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水

別　紙

平成１３年（判）第１５号

審　　決　　案

東京都千代田区丸の内三丁目１番１号
被審人　出光興産株式会社
同代表者 代表取締役　原　田　征　夫
同代理人 弁　護　士　坂　野　　滋
同　　瀬　尾　信　雄
同　　橋　本　副　孝
同　　吾　妻　　望
同　　日　野　義　英
同　　笠　　浩　久

東京都中央区新川二丁目２７番１号
被審人　住友化学株式会社
同代表者 代表取締役　米　倉　弘　昌
同代理人 弁　護　士　厚　谷　襄　児
同　　川　崎　隆　司
同　　加　瀬　洋　一
同　　松　尾　　眞
同　　内　藤　順　也
上記松尾眞復代理人弁護士
　　森　口　　倫

東京都品川区東品川二丁目２番２４号
被審人　サンアロマー株式会社
同代表者 代表取締役　ｺﾞﾀﾞｰﾄﾞ・ﾌｫﾝ・ｲﾙｾﾞﾏﾝ
同代理人 弁　護　士　大　岸　　聡
同　　川　合　弘　造
同　　住　田　邦　生
上記川合弘造復代理人弁護士

内　田　るみ子
同　　八　木　聡　子

山口県周南市御影町１番１号
被審人　株式会社トクヤマ
同代表者 代表取締役　中　原　茂　明
同代理人 弁　護　士　井　上　展　成

上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）違反事件について，公正取引委員会から独占禁止法第５１条の２及び公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第３１条第１項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは，審判の結果，次のとおり審決することが適当であると考え，規則第８２条及び第８３条の規定に基づいて本審決案を作成する。

主　　文

１　被審人住友化学株式会社及び被審人サンアロマー株式会社の２社は，平成１２年３月６日にこれら２社並びに日本ポリプロ株式会社，株式会社グランドポリマー，チッソ株式会社，出光石油化学株式会社及び被審人株式会社トクヤマの間で行ったポリプロピレンの販売価格の引上げに関する合意が消滅していることを確認しなければならない。

２　被審人住友化学株式会社及び被審人サンアロマー株式会社は，それぞれ，次の事項をポリプロピレンの取引先販売業者及び需要者に周知徹底させなければならない。この周知徹底の方法については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。

⑴　前項に基づいて採った措置

⑵　今後，それぞれ，相互に又は他の事業者と共同してポリプロピレンの販売価格を決定せず，各社が自主的に決める旨

３　被審人住友化学株式会社及び被審人サンアロマー株式会社は，今後，それ

ぞれ，相互に又は他の事業者と共同してポリプロピレンの販売価格を決定せず，各社が自主的に決めなければならない。

4　被審人住友化学株式会社及び被審人サンアロマー株式会社は，前３項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

5　出光石油化学株式会社及び被審人株式会社トクヤマが，日本ポリプロ株式会社，株式会社グランドポリマー，チッソ株式会社，被審人住友化学株式会社及び被審人サンアロマー株式会社と共同して，平成１２年３月６日に，同年４月以降，ポリプロピレンの需要者向け販売価格を１キログラム当たり１０円を目途に引き上げることを決定した行為は，独占禁止法第３条の規定に違反するものであり，かつ，当該行為は，既になくなっていると認める。

6　出光石油化学株式会社及び被審人株式会社トクヤマの前記５の違反行為については，被審人出光興産株式会社及び被審人株式会社トクヤマに対し，格別の措置を命じない。

理　　由

第１　事実

１　被審人の概要等

⑴　被審人等

ア　被審人ら

被審人出光興産株式会社（以下「被審人出光興産」という。），被審人住友化学株式会社（以下「被審人住友化学」という。），被審人サンアロマー株式会社（以下「被審人サンアロマー」という。）及び被審人株式会社トクヤマ（以下「被審人トクヤマ」という。）については，次のとおり認められる。（争いがない。）

㋐　被審人出光興産

被審人出光興産は，肩書地に本店を置き，平成１６年８月１日，本件当時（平成１２年１月から同年５月までをいう。以下同じ。）にポリプロピレン（以下「ＰＰ」という。）の製造販売業を営んでいた出光石油化学株式会社（以下「出光石化」という。）を吸収合併した。

その後，被審人出光興産は，平成１７年４月１日，三井化学株式会社（以下「三井化学」という。）と共同新設分割により株式会社プライムポリマー（以下「プライムポリマー」という。）を設立して，両

社のＰＰの製造販売業を包括承継させ，以後，自らはＰＰの製造販売業を営んでいない。

プライムポリマーに対して，被審人出光興産は，３５パーセント出資して取締役６名中２名を派遣し，三井化学は，６５パーセント出資して取締役６名中４名を派遣している。

㈠　被審人住友化学

被審人住友化学（平成１６年１０月１日に住友化学工業株式会社から現商号に変更した。以下，同日以前については「住友化学工業」という。）は，ＰＰの製造販売業を営んでいた。同被審人は，平成１４年４月１日，三井化学と共同出資していた三井住友ポリオレフィン株式会社（以下「三井住友ポリオレフィン」という。）に対して，ＰＰの販売業を譲り渡したが，平成１５年１０月１日，ＰＰの販売業を三井住友ポリオレフィンから譲り受けた。同被審人は，平成１６年１０月１日，上記の商号変更とともに，本店所在地を肩書地に変更した。

㈡　被審人サンアロマー

被審人サンアロマーは，肩書地に本店を置き，ＰＰの製造販売業を営む者であるが，平成１３年１月１日，モンテル・エスディーケイ・サンライズ株式会社が商号を変更したものである（以下，同日以前の同被審人については「ＭＳＳ」という。）。

㈢　被審人トクヤマ

被審人トクヤマは，肩書地に本店を置き，ＰＰの製造販売業を営んでいたが，平成１３年７月１日，ＰＰの販売業を出光石化に譲り渡し，同日以降，ＰＰの製造販売業を営んでいない。

イ　被審人ら以外のＰＰ製造販売業者

本件当時，被審人ら以外のＰＰ製造販売業者として，日本ポリプロ株式会社（旧商号・日本ポリケム株式会社。以下，商号変更をした平成１５年１０月１日以前については「日本ポリケム」といい，同日より後については「日本ポリプロ」という。），株式会社グランドポリマー（以下「グランドポリマー」という。）及びチッソ株式会社（以下「チッソ」という。）の３社（以下「３社」という。）が存在したが，次の経過により，現在，被審人住友化学及び被審人サンアロマー以外のＰＰ製造販売業者は日本ポリプロ及びプライムポリマーの２社である。（争いがな

い。）

(ｱ) 日本ポリプロ

チッソは，審判開始決定（平成１３年６月２７日）以降，ＰＰの製造業を営んでいたチッソ石油化学株式会社（以下「チッソ石化」という。）にＰＰの販売業を譲り渡した。

そして，チッソ石化は，平成１５年１０月１日，吸収分割によりＰＰの製造販売業を日本ポリケムに承継させ，同時に，日本ポリケムは，「日本ポリプロ株式会社」に商号を変更した。チッソ石化は，日本ポリプロに対して３５パーセント出資した。

(ｲ) プライムポリマー

グランドポリマーは，平成１４年４月１日，同社を消滅会社として三井化学と合併し，同日，三井化学は，三井住友ポリオレフィンにＰＰの販売業を譲り渡して承継させた。さらに，三井住友ポリオレフィンは，平成１５年１０月１日，ＰＰの販売業を三井化学に譲り渡した。その後のプライムポリマーの設立等に至る経過は，前記ア(ｱ)のとおりである。

ウ　平成１２年当時のＰＰ製造販売業者各社のシェア

平成１２年当時の国内におけるＰＰ製造販売業者は，日本ポリケム，グランドポリマー，チッソ，出光石化，住友化学工業，ＭＳＳ及び被審人トクヤマの７社（以下「７社」という。）のみであり，平成１２年の７社のシェアの合計は，販売数量ベースで約９１パーセントであった（その他は輸入）。そして，順位が第１位及び第２位であった日本ポリケム及びグランドポリマーの２社の国内販売におけるシェアの合計は，販売数量ベースで約４５パーセントであった。（査第８１号証）

⑵　ＰＰ

ＰＰは，ナフサを分解・精製することによって生産されるプロピレンを重合して製造される合成樹脂であり，比重が小さく，機械的強度及び流動性に優れ，複雑な形状の成形に適しているため，用途は，電気・電子部品，フィルム，コンテナ，自動車部品，日用品等広範囲に及んでいる。ＰＰ，ポリエチレン（以下「ＰＥ」という。）等の熱可塑性樹脂を総称して，ポリオレフィンと呼ばれている。

ＰＰの市場規模は，平成１２年において，国産品約３２４０億円及び輸

入品約１８６億円の合計約３４２６億円である。

（査第２８号証，第８１号証，審Ａ第９号証）

⑶　ＰＰの流通形態及び価格体系

ア　ＰＰの流通形態

７社は，ＰＰを，それぞれ直接又は販売業者を通じて需要者に販売している。需要者の多くは，７社のうちの２社以上からＰＰの供給を受けている。

イ　ＰＰの価格交渉

ＰＰの販売価格について，７社は，販売業者を通じて販売する分も含めて，ほとんどの場合，直接又は販売業者を通じて需要者との間で価格交渉を行い，個別に需要者渡し価格を定めている。

（ア及びイについて，査第９７号証ないし第１０１号証，第１０３号証，第１０４号証，第１０６号証ないし第１１３号証）

⑷　ナフサとＰＰとの関係

ＰＰは，ナフサを分解して得られるプロピレンを原料としているところ，ナフサのコストがプロピレンのコストに占める割合が高く，かつ，プロピレンのコストがＰＰのコストに占める割合が高いことから，ナフサの市況における価格（以下「ナフサ価格」という。）の動向がＰＰのコストに大きな影響を及ぼす関係にある。具体的には，ＰＰの製造販売業者において，ナフサ価格が１キロリットル当たり１，０００円上昇すれば，ＰＰの価格を１キログラム当たり２円値上げする必要があるということが，共通した認識となっている。

そこで，ＰＰの製造販売業者は，従来，ＰＰの需要者渡し価格を引き上げる際，ナフサ価格の上昇を理由としている。そして，ＰＰの需要者渡し価格引上げの打出しは，従来，需要者がその販売先に転嫁しやすくするため，慣行として，１キログラム当たり１０円ないしそれ以上の値上げ幅で行われていた。

なお，７社は，販売するＰＰの一部について，自動車製造業者，自動車部品製造業者等一部の需要者との間で，あらかじめ，ナフサ価格に連動して一定の算式の下にＰＰの販売価格を設定する（以下，このような価格決定方式を「ナフサリンク方式」という。）契約を締結している。

（査第４号証，第１６号証，第１９号証，第２０号証，第２２号証，第

２８号証，第２９号証，第３２号証，第４３号証，第５０号証，第８２号証，第８６号証）

⑸　石油化学工業協会の会合

平成１２年当時，ＰＰ等の石油化学製品の製造業者の事業者団体として，東京都千代田区内幸町二丁目１番１号に事務所を置く石油化学工業協会（以下「石化協」という。）があり，７社は石化協の会員であった。

石化協が製品別に設けている委員会の一つに，７社の役員級の者をメンバーとするポリプロピレン委員会（以下「ＰＰ委員会」という。）があり，その下部機関として７社の営業部長級の者をメンバーとするポリプロピレン委員会企画調査小委員会（以下「ＰＰ小委員会」という。）があった。

なお，ＰＰ小委員会の本件当時の出席者は，後記(6)アの部長会メンバーと同じである。

（争いがない。）

⑹　ＰＰ製造販売業者の会合

ア　部長会

ＰＰ製造販売業者は，かねてから，営業部長級の者らによる会合（以下「部長会」という。）を，いずれかの会社の寮等で開催して，ＰＰの販売に関する情報交換を行ってきた。７社のうちＭＳＳを除く６社は，平成１１年６月に日本ポリオレフィン株式会社（以下「日本ポリオレフィン」という。）からＰＰの製造販売業を譲り受けたＭＳＳが外資系企業であり，独占禁止法違反を疑われる会合への出席をちゅうちょしていたことから，同社を参加させやすくするため，同年１１月ころ以降，主として，公式な会合であるＰＰ小委員会が開催される際を利用して石化協会議室で部長会を開催するようになり，以後，ＭＳＳは部長会に参加するようになった。

ＰＰ小委員会が開催される際を利用して部長会を行うときは，７社の営業部長級の者らは，ＰＰ小委員会が終了して石化協事務局職員が退席した後，住友化学工業の阪本良嗣樹脂事業部長（以下「住友阪本」という。）の司会の下に，ナフサ価格の先行き見通し，ＰＰの採算状況，ＰＰの値上げの必要性等について，協議していた。

本件当時の部長会メンバーは，別紙のとおりである（以下，氏名欄括弧書のとおり略称する。）。

（査第４号証ないし第１０号証，第１２号証ないし第１４号証，第１９号証，第２０号証，第２８号証，第３１号証）

イ　地区会

ＰＰ製造販売業者は，かねてから，ＰＰの需要者が集中している東京，大阪及び名古屋の各地区において，それぞれの地区における課長級の者による会合（以下「地区会」という。）を開催しており，ＰＰの値上げを打ち出したときは，需要者との価格交渉の状況等について情報交換をしていた。

地区会には，部長会メンバーのうち各地区会の担当とされた２名が，必要に応じて出席していた。

（査第８号証ないし第１０号証，第５８号証ないし第６４号証，第６９号証ないし第７４号証，第７６号証）

２　本件違反行為及びそれに至る経緯

⑴　平成１２年１月２１日の部長会

平成１２年１月２１日に石化協会議室において日本ポリケム宇川を除く部長会メンバーが出席してＰＰ小委員会が開催された。各社は，石化協事務局職員が退席した後部長会を開催し（この部長会を，以下「１月２１日の部長会」という。），当時，ナフサ価格の上昇が続いていたことから，ナフサ価格の見通し及びＰＰ（ナフサリンク方式により販売価格を設定しているものを除く。以下同じ。）の値上げの必要性について意見交換を行い，ＰＰの値上げについて部長会において検討していくこととし，次回の部長会の日程を決めて散会した（平成１２年の月日については，以下，年の記載を省略する。）。

また，住友鈴木は，１月２１日の部長会を欠席した日本ポリケム宇川に対して，会合の内容を連絡した。

（査第５号証，第１１号証，第１４号証ないし第１６号証，第８６号証）

⑵　２月７日の部長会

２月７日に石化協会議室において部長会メンバー全員が出席してＰＰ小委員会が開催された。そして，各社は，石化協事務局職員が退席した後部長会を開催し（この部長会を，以下「２月７日の部長会」という。），ＰＰの値上げの必要性を検討する際の基準とするとともに需要者に対するＰＰの値上げの説明の根拠とするために，各社が現状のＰＰの販売価格

で採算が取れるナフサ価格の水準（以下「ナフサコストレベル」という。）について意見を述べ合い，ナフサコストレベルを，１キロリットル当たり１７，０００円から１８，０００円とすることについて共通認識を得，このナフサコストレベルを前提としてＰＰの値上げの検討を行うこととした。

次に，各社は，４月以降のナフサ価格の見通し及びＰＰの値上げについて意見を述べ合ったところ，ＰＰの値上げに積極的な意見もあったが，もう少しナフサ価格の動向を見極めた方が良いとしてＰＰの値上げに消極的な意見を述べる者もあったことから，ＰＰの値上げについて部長会において更に検討していくこととし，次回の部長会の日程を決めて散会した。

（査第４号証，第５号証，第１４号証ないし第２１号証，第８６号証）

⑶　２月２１日の部長会

２月２１日に石化協会議室においてＭＳＳ佐紺を除く部長会メンバーが出席してＰＰ小委員会が開催された。そして，各社は，石化協事務局職員が退席した後部長会を開催し（この部長会を，以下「２月２１日の部長会」という。），４月以降のナフサ価格の見通しについて情報交換を行い，ＰＰの値上げについて検討を行った。ナフサ価格は前回の部長会当時よりも更に上昇していたが，この部長会においても，ＰＰの値上げに積極的な意見を述べる者と，日本ポリケム宇川のように，もう少しナフサ価格の動向を見極めた方が良いとしてＰＰの値上げに消極的な意見を述べる者があり，ＰＰの値上げについて意見の一致をみなかった。このため，部長会で再度検討することとし，次回の部長会の日程を決めて散会した。

また，住友鈴木は，２月２１日の部長会を欠席したＭＳＳ佐紺に対して，会合の内容を連絡した。

（査第５号証，第１１号証，第１３号証，第１６号証，第１７号証，第２２号証ないし第２４号証，第８３号証の１，第８４号証，第８６号証）

⑷　住友阪本による他社の意思の確認

２月末ころ，日本ポリケム宇川は，上司の塩崎昌弘常務取締役ポリオレフィン事業本部長（以下「日本ポリケム塩崎」という。）からＰＰの値上げを行うよう指示を受けたことから，グランドポリマー土田及び住友阪本に対し，ＰＰの値上げを行う方針であることを伝えるとともに，十分なＰＰの値上げができるように，住友阪本に，各社を回って，そのことにつき

各社の意思を確認するよう要請した。

住友阪本は，３月２日にチッソを訪問し，チッソの前田和郎常務取締役（以下「チッソ前田」という。）及びチッソ森本と会談し，同社がＰＰの値上げを行う意思があるかどうか確認した。これに対し，チッソ前田は，その意思がある旨回答した。同日，住友阪本は，出光石化，ＭＳＳ及びトクヤマも訪問し，ＰＰの値上げを行う意思があるかどうか確認した。

（査第２４号証ないし第２６号証，第９２号証，第１２２号証ないし第１２５号証）

⑸　３月６日の部長会（本件合意の成立）

３月６日に石化協会議室においてメンバー全員が出席して部長会が開催された（この部長会を，以下「３月６日の部長会」という。）。住友阪本の司会の下，各社は，４月以降のナフサ価格の見通し及びＰＰの値上げについて，現在の自社の状況及び考え方を述べ合った。

ナフサ価格は２月２１日の部長会の時よりも更に上昇しており，４月以降のナフサ価格の見通しについては，１キロリットル当たり２２，０００円から２３，０００円となるであろうということについて，各社は一致した。

そして，上記見通しの下に，日本ポリケム宇川，グランドポリマー土田，出光三角，チッソ森本，住友鈴木，ＭＳＳ佐紺及びトクヤマ横地は，いずれもＰＰの値上げについて積極的な意見を述べた。その際，出光三角は，「１０円以上の値上げが必要である」旨発言した。

このような意見交換を経て，７社は，４月以降，ＰＰの需要者向け販売価格を１キログラム当たり１０円をめどに引き上げることを合意した（以下「本件合意」という。）。

７社は，次回の部長会の日程を決めることなく散会した。

（査第４号証ないし第６号証，第１１号証ないし第１３号証，第１６号証ないし第１８号証，第２２号証，第２３号証，第２７号証ないし第３２号証，第３４号証，第８３号証の２，第８４号証，第８９号証，第９３号証，第９４号証，第１１４号証，第１２０号証）

⑹　３月１７日の部長会

日本ポリケム宇川と住友鈴木は，３月１４日又は同月１５日ころ打合せを行い，７社におけるＰＰの値上げのための社内手続の進ちょく状況，Ｐ

Ｐの値上げの打出しの内容，対外発表時期等を確認するため，同月１７日に部長会を開催することとし，各社に連絡した。

チッソ及び被審人トクヤマを除く５社は，３月１７日に日本ポリケム本社会議室において，チッソ森本，住友阪本及びトクヤマ横地を除く部長会メンバーを出席させて部長会を開催した（この部長会を，以下「３月１７日の部長会」という。）。各社は，次のとおり，ＰＰの値上げについて表明した。

①　日本ポリケム

４月２１日出荷分から１キログラム当たり１０円の値上げを行う予定であり，そのための社内会議を３月１７日に行う。

②　グランドポリマー

４月１５日出荷分から１キログラム当たり１０円から１５円の値上げを行う予定であり，社内手続については既に３月１５日に予算会議を開いており，同月２１日の役員会で決定する。

③　出光石化

４月２１日出荷分から１キログラム当たり１０円から１５円の値上げを行う予定であり，３月１７日に対外発表する。

④　住友化学工業

３月末の価格審議委員会で，４月２０日出荷分から１キログラム当たり１０円の値上げを決定する予定であるが，対外発表日は未定である。

⑤　ＭＳＳ

ＰＰの値上げの具体的日程等は，いまだ決まっていない。

さらに，ＰＰの値上げをより確実に行うため，各社がＰＰの値上げ交渉を分担し，責任を持ってＰＰの値上げ交渉を行い，実現する大手の需要者（以下「責任分担ユーザー」という。）を取り決めることとし，次回３月２７日の部長会に，各社においてそれぞれ選択した自社の責任分担ユーザーの案を持ち寄ることとした。

また，住友鈴木は，３月１７日の部長会を欠席したチッソ森本及びトクヤマ横地に対して，会合の内容を連絡した。

（査第５号証，第１８号証，第３０号証，第３４号証ないし第３７号証，第４０号証，第８６号証）

⑺　３月２７日の部長会

３月２７日に東京都中央区所在の飲食店「天山」において，グランドポリマー鈴木を除く部長会メンバーが出席して部長会が開催された（この部長会を，以下「３月２７日の部長会」という。）。この部長会は，名古屋に異動することとなった日本ポリケム宇川の送別会を兼ねていた。

７社は，各社が持ち寄った案に基づき各社の責任分担ユーザーを取り決めるとともに，それぞれが真しに責任を持ってこれらに対するＰＰの値上げ交渉を行いＰＰの値上げの実現に努力することとした。

７社が取り決めた各社の責任分担ユーザーは，次のとおりである。

①　日本ポリケム

二村化学工業株式会社，株式会社アーテックスズキ，中央化学株式会社，岐阜プラスチック工業株式会社

②　グランドポリマー

東セロ株式会社，共栄産業株式会社，天馬株式会社，三甲株式会社

③　チッソ

大阪樹脂加工株式会社，旭化成株式会社，アキレス株式会社

④　出光石化

ユアサ化成株式会社，グンゼ株式会社，和泉化成株式会社

⑤　住友化学工業

東洋紡績株式会社，オカモト株式会社，東レ株式会社

⑥　ＭＳＳ

積水化学工業株式会社，株式会社リッチェル，王子製紙株式会社

⑦　被審人トクヤマ

東洋ユニコン株式会社，積水樹脂株式会社，三菱樹脂株式会社

（査第５号証，第３０号証，第３４号証ないし第３６号証，第３８号証，第４０号証ないし第４２号証）

（本件合意の成否についての被審人らの主張及び審査官の反論は後記第３の１のとおりであり，審判官が本件違反行為の存在を上記(1)ないし(7)のように認定する根拠は，前掲各証拠のほか，後記第４の１のとおりである。）

３　ＰＰの値上げの実施状況

⑴　ＰＰの値上げの打出し

７社は，社内手続を経て，３月１７日以降，順次ＰＰの値上げを打ち出した。各社のＰＰの値上げの打出し日，実施予定日及び打ち出した１キログラム当たりの値上げ額は，次表のとおりである。

	打出し日	実施予定日	打出し値上げ額
日本ポリケム	３月２２日	４月２１日	１０円
グランドポリマー	３月２２日	４月１５日	１０円
チッソ	３月２３日	４月２１日	１０円
出光石化	３月１７日	４月２１日	１０円～１５円
住友化学工業	３月２４日	４月２０日	１０円
ＭＳＳ	４月１１日	５月１日	１０円
トクヤマ	３月３０日	４月２１日	１０円以上

（注）　「打出し日」は，日本ポリケム，グランドポリマー，出光石化，住友化学工業及びトクヤマについては，対外発表日であり，チッソ及びＭＳＳについては，需要者に対するＰＰの値上げ交渉の開始日である。

（査第５号証，第６号証，第１２号証，第１３号証，第１７号証，第２８号証，第４３号証，第４４号証，第４６号証，第４７号証，第４９号証，第５３号証，第５４号証，第５７号証，第６９号証，第７４号証，第８２号証，第８６号証，第９５号証，第１１５号証，第１１８号証）

⑵　ＰＰの値上げ交渉

７社は，ＰＰの値上げの打出しと同時に，取引先販売業者及び需要者に対しＰＰの値上げを行う旨通知し，責任分担ユーザー等の需要者との間で，前記(1)のとおり打ち出したＰＰの値上げの実現を目指して直接又は販売業者を通じてＰＰの値上げ交渉を行い，その結果，ＰＰの値上げを一部実現した。（査第５号証，第１３号証，第３０号証，第３５号証，第３６号証，第３８号証，第４１号証，第４２号証，第４５号証，第４８号証，第４９号証，第５５号証ないし第６９号証，第７１号証ないし第７６号証，第８６号証，第９５号証，第９７号証ないし第１０３号証，第１０７号ないし第１１３号証）

⑶　ＰＰの値上げ交渉の進ちょく状況に関する情報交換

ア　４月１１日の部長会

４月１１日に前記２(7)の飲食店「天山」において，メンバー全員が出席して部長会が開催された（この部長会を，以下「４月１１日の部長会」という。）。この部長会において，各社は，責任分担ユーザーに対する交渉状況を報告する等需要者に対するＰＰの値上げ交渉の進捗状況について情報交換を行った。

当時，ＯＰＥＣ総会における原油増産決定によってナフサ価格が低下傾向にあったこともあり，各社の報告は，責任分担ユーザーを含め需要者に対するＰＰの値上げ交渉は難航しているというものであった。

また，出光三角は名古屋地区における需要者に対するＰＰの値上げ交渉の状況について，日本ポリケム宇川の後任となった日本ポリケム下津は東京地区における同状況について，それぞれ報告を行った。

（査第５号証，第３０号証，第３５号証，第３６号証，第３８号証，第４１号証，第５６号証，第８４号証）

イ　４月１９日の部長会

４月１９日に石化協会議室において全部長会メンバーが出席してＰＰ小委員会が開催された。そして，各社は，石化協事務局職員が退席した後部長会を開催し，４月１１日の部長会に引き続き，需要者に対するＰＰの値上げ交渉の進ちょく状況について情報交換を行った。

各社からの報告の中には，中小の需要者に対するＰＰの値上げ交渉が一部進展しているというものもあったが，ほとんどの責任分担ユーザーを含め多くは，相変わらず難航しているというものであった。そして，ナフサ価格が依然として低下傾向にあったことから，７社は，今後の需要者に対するＰＰの値上げ交渉について検討し，１キログラム当たり１０円の値上げをめどに同交渉を継続するものの，同交渉の早期決着を図るため，同交渉が難航している需要者に対して，実質１キログラム当たり５円の値上げで同交渉を決着してもやむを得ないこととした。

また，グランドポリマー土田は，大阪地区における需要者に対するＰＰの値上げ交渉の状況について，報告を行った。

（査第５号証，第１１号証，第３５号証，第３６号証，第３８号証，第４１号証，第５６号証）

ウ　その後の部長会

７社は，４月２８日，５月１５日及び同月２９日にも，石化協会議室

において部長会を開催し，その後の需要者に対するＰＰの値上げ交渉の進ちょく状況等について情報交換を行った。（査第３５号証，第３８号証）

エ　地区会

７社は，ＰＰの値上げを打ち出した後，４月から５月にかけて，東京，大阪及び名古屋の地区会においても，需要者に対するＰＰの値上げ交渉の状況等について，度々情報交換を行った。地区会には出光三角ら部長会メンバーが適宜出席し，ＰＰの値上げのため需要者に対する交渉を推進するよう督励した。（査第９号証，第３６号証，第５６号証ないし第６９号証，第７１号証ないし第７６号証）

４　本件合意の消滅

本件について，５月３０日，公正取引委員会が立入検査を行ったところ，チッソは９月５日ころ，日本ポリケムは同月７日ころ，グランドポリマーは同月２２日ころ，それぞれ，本件合意から離脱する旨等を本件違反行為に参加した他の各社に文書により通知した。

日本ポリケムは，これに加え，１０月２５日ころまでに，自社の取引先販売業者及び需要者に対し，本件違反行為から離脱した旨通知した。

出光石化，住友化学工業，ＭＳＳ及び被審人トクヤマはいずれも本件違反行為を取りやめる旨の外部的な意思表明を行っていないものの，上記のような状況の下で，本件合意に基づく行為を継続することは著しく困難となった。

このような経緯で，本件違反行為は，５月３０日以降遅くとも１０月２５日までの間に違反行為者全員についてなくなり，本件合意もそのころ消滅した。

（査第７７号証ないし第７９号証，第８０号証の１，２）

第２　本件の争点

①　７社が３月６日に４月以降ＰＰについて１キログラム当たり１０円をめどに値上げする旨の本件合意をしたか否か

②　本件における「一定の取引分野」はどのようなものか

③　措置の必要性の有無

なお，被審人住友化学は，独占禁止法第５４条第２項が罪刑法定主義に反し，違憲である旨主張するが，公正取引委員会は違憲立法審査権を有しないので，この主張については判断の限りではない。

第３　双方の主張

１　争点①（本件合意の成否）について

⑴　３月６日の部長会に至る経緯

ア　被審人らの主張

（以下，各項末尾括弧内に当該主張をした被審人名を記載する。被審人名の記載のない項は，全被審人の主張である。）

㋐　ナフサ価格の見通しに関する情報交換

ａ　ナフサ価格はＰＰの値上げの唯一の決定的な要素ではないので，７社がナフサ価格の見通しを一致させたからといって，直ちにＰＰの値上げを合意するわけではない。（被審人出光興産，被審人住友化学）

ｂ　３月末のＯＰＥＣ総会で原油増産決定が行われると予想されており，当時，４月以降のナフサ価格を見通すことは不可能であった。したがって，そのような不確実な予測による価格に基づいて値上げの合意をするはずがない。（被審人出光興産，被審人住友化学，被審人トクヤマ）

㋑　２月７日の部長会

ａ　ナフサコストレベルはそもそも企業秘密であって，安易に他社に明らかにすることができず，また，各社によってナフサコストレベルは異なるから，仮に話題になっても事実と異なることを出席者は認識していたはずであり，ナフサコストレベルについて共通認識を得ることはできない。（被審人住友化学，被審人トクヤマ）

ｂ　ナフサコストレベルに関する共通認識について，日本ポリケム宇川及びトクヤマ横地は，１キロリットル当たり１７，０００円から１８，０００円，グランドポリマー土田は同１７，５００円から１８，０００円と認識し，中には認識した内容が全く不明な出席者があり，そもそも出席者が共通認識として認識したナフサコストレベル自体が異なる以上，ナフサコストレベルについて共通認識を得られたとは認められず，さらに，審査官主張の共通認識についても，同１，０００円，つまりＰＰの販売価格にすると１キログラム当たり２円に相当する幅があり，このような数字を共通認識とすること自体意味がない。（被審人出光興産，被審人トクヤマ）

ｃ　日本ポリケム宇川が供述（査第１６号証）しているナフサコストレベルの計算内容は不合理なものであり，また，ＰＰ小委員会において「ナフサコストレベルのすり合わせ」が目的とされたこともないので，ナフサコストレベルに関する日本ポリケム宇川の上記供述は虚偽である。（被審人住友化学）

ｄ　被審人トクヤマは，２月７日の部長会を含め，部長会に出席したことは一度もない。（被審人トクヤマ）

(ｳ)　２月２１日の部長会

グランドポリマー土田は，２月２１日の部長会開催直前に日本ポリケム宇川に対し，グランドポリマーの森本弘代表取締役副社長（以下「グランドポリマー森本」という。）が同月１７日に日本ポリケム塩崎に同人と日本ポリケム宇川の意思疎通の不足につきクレームを述べたことを伝えたのであって，２月２１日の部長会開催直前に日本ポリケム宇川がグランドポリマー土田に対して日本ポリケムがＰＰの値上げについて積極論から消極論に転換した旨を告げたという日本ポリケム宇川の供述（査第２４号証）は信用できない。（被審人出光興産，被審人住友化学，被審人トクヤマ）

(ｴ)　住友阪本によるＰＰの値上げ意思の確認

ａ　住友阪本と日本ポリケム宇川の立場，地位関係からして，日本ポリケム宇川が住友阪本に各社を回ってＰＰの値上げ意思の確認をするよう要請することはあり得ない。（被審人住友化学，被審人トクヤマ）

ｂ　日本ポリケム宇川が住友阪本に各社を回ってＰＰの値上げ意思の確認をするよう要請したのであれば，住友阪本がその結果を日本ポリケム宇川に報告するはずであるが，当該報告について何ら主張立証されておらず，このことは，当該要請自体がなかったことを意味する。（被審人住友化学，被審人トクヤマ）

ｃ　住友阪本が，３月２日及び同月３日に被審人トクヤマの水野義一取締役樹脂事業部長（以下「トクヤマ水野」という。），チッソ前田，ＭＳＳの高橋恭平代表取締役副社長兼ポリプロピレン事業部長（以下「ＭＳＳ高橋」という。）及び出光石化の佐藤直常務取締役（以下「出光佐藤」という。）を訪問したのは事実であるが，２月

１７日のＰＰ委員会の新年会に出席してもらったお礼を述べたにすぎず，ＰＰの値上げ意思の確認をした事実はない。（被審人住友化学）

イ　審査官の主張

㈠　ナフサ価格の見通しに関する情報交換

ａ　７社のナフサ価格の見通しがまちまちであっては，ＰＰの値上げについて需要者に対して根拠ある説明は行えず，ある程度の正確性のある見通しでなければ当該根拠たり得ない。そのため，７社は，複数回の部長会において，ナフサ価格の見通しを一致させるために意見交換を行い，検討してきたのである。

ｂ　２月以降の部長会では，次の四半期つまり４月以降のナフサ価格の見通しが話されていた。

㈡　２月７日の部長会

ａ　７社は，ナフサコストレベルが実際は各社で異なることを前提に，あえて，ＰＰの値上げの必要性を検討する際の基準とするとともに需要者に対するＰＰの値上げの根拠とするために，ナフサコストレベルに関する共通認識を得たものである。

ｂ　出席者の間におけるナフサコストレベルに関する具体的な金額の差は１キロリットル当たり５００円，すなわち，ＰＰの販売価格では１キログラム当たり１円に相当する額である。ナフサコストレベルに関する共通認識は厳密かつ実際の額である必要はなく，上記の程度の差がＰＰの値上げの支障になるとは考えられない。

ｃ　日本ポリケム宇川は，ナフサコストレベルの計算内容自体について部長会では発言していない。また，ナフサコストレベルに関する共通認識は厳密かつ実際の額である必要はない以上，グランドポリマー土田が供述（査第１９号証，第２０号証）するナフサコストレベルに関する共通認識が得られるまでの状況について，特段不可思議な点はない。

㈢　２月２１日の部長会

日本ポリケム宇川が，グランドポリマー土田から，グランドポリマー森本が日本ポリケム塩崎に対して日本ポリケム宇川との間の意思疎通の不足につきクレームをつけたことを聞いたのは２月２４日

のニチメン株式会社のパーティーの後であり，同月２１日の部長会の前ではない。

(ｴ) 住友阪本によるＰＰの値上げ意思の確認

ａ　日本ポリケム宇川は，ＰＰ小委員会の委員長として，各社を回ってＰＰの値上げ意思を確認するよう住友阪本に要請したものである。そして，それまでのＰＰの値上げについての検討の経緯に照らせば，日本ポリケム宇川が住友阪本に上記の要請をすることは不自然ではない。

ｂ　住友阪本が日本ポリケム宇川にＰＰの値上げ意思の確認の結果を報告したかどうかは，本件の結論を左右するものではない。

ｃ　住友阪本が，２月１７日のＰＰ委員会メンバーによる新年会に出席したことのお礼として３月２日及び同月３日に出席者を訪問したという被審人住友化学の前記ア(ｴ)ｃの主張は明らかに不自然である。

⑵　３月６日の部長会

ア　被審人らの主張

(ｱ) 本件合意の成否に関する直接証拠

ａ　グランドポリマーは，公正取引委員会による審査時に，１０月１９日付け「上申書」（査第８８号証）を公正取引委員会に提出し，３月６日の部長会でＰＰの値上げにつき７社が合意したことはない旨主張しており，その内容は信用できる。（被審人住友化学，被審人サンアロマー）

ｂ　３月６日の部長会出席者の間で「意見が一致した」旨及び各社の担当者が値上げに積極的な発言をしていた旨の出光三角の供述（査第５号証）は，信用性に乏しい。（被審人出光興産）

ｃ　住友阪本が「各社の先行きの見方は一致しましたね，それではみなさんよろしく」という発言でまとめた旨の日本ポリケム宇川の供述（査第１６号証，第２７号証）は，信用できない。（被審人住友化学）

ｄ　３月６日の部長会について，グランドポリマー土田は，「日本ポリケムの宇川部長が値上げについて本日は決められないと言い，私も同意見を述べました。他の出席者は値上げを期待する発言をして

いましたが，大手の２社が否定的であったので，この日に値上げが決まったということはないと思っております。したがって，司会役の住友化学の阪本さんは，『日本ポリケムとグランドポリマーが値上げを決められないということなので，今日は値上げを決められませんね』という内容のことを発言したと思います」と供述し（査第８６号証），さらに，参考人審訊においても，同様の供述をしている。

このように，３月６日のＰＰ小委員会においてＰＰ市場における大手２社たる日本ポリケム及びグランドポリマーがＰＰの値上げに関し消極的意見を述べ，この意見を他社の出席者が認容している以上，本件合意が成立したことはあり得ない。

ｅ　日本ポリケム宇川の供述（査第２７号証），チッソ森本の供述（査第１３号証），出光三角の供述（査第３０号証）及びトクヤマ横地の供述（査第２２号証，第２３号証）の間には，ＰＰの値上げ額への言及の有無について食違いがあり，各供述には信用性がない。また，出光三角の供述（査第５号証）は，値上げを実施するということで意見が一致したことはないという客観的事実に反するので信用できない。（被審人出光興産，被審人サンアロマー）

ｆ　いずれも３月６日の部長会の状況に係る日本ポリケム宇川の供述調書である査第１６号証，トクヤマ横地の供述調書である査第２２号証，グランドポリマー鈴木の供述調書である査第２８号証及び出光三角の供述調書である査第３０号証では出席者の発言が概括的にしか示されていないこと，並びにグランドポリマー鈴木の陳述書である査第８７号証では原材料についてしか言及がなくＰＰの値上げを行うか否かについて不明であることから，これらの各証拠の内容は，前記ｄのグランドポリマー土田の供述（査第８６号証）の信用性を否定する根拠にはならない。（被審人出光興産，被審人住友化学，被審人サンアロマー）

ｇ　いずれも３月６日の部長会の状況について述べるチッソ森本の供述（査第１３号証）及びトクヤマ横地の供述（査第２２号証，第２３号証，第３２号証，第９４号証）は，出席者の具体名が特定されておらず，発言者と発言内容を特定しておらず，あいまいな内容

であり，信用できない。

また，ナフサ価格の見通しに関するトクヤマ横地の供述（査第２２号証，第３２号証）は，発言者の特定もなく同人の主観にすぎず，さらに，述べられているナフサ価格の見通しの額がそもそも一致していない。

（被審人出光興産，被審人住友化学，被審人サンアロマー）

h　グランドポリマー鈴木は，各社の出席者から値上げしたいとの発言があり，その結果，値上げするという方向で意見が一致したと供述する（査第２８号証）が，同人はまた，陳述書（査第８７号証）で，この供述内容を否定するとともに，グランドポリマー土田が「当社も値上げはしたいが環境が厳しい，つまり，ユーザーとの値上げ交渉は難航するのではないか」とＰＰの値上げに否定的な意見を述べていたとも供述（査第２８号証）しており，査第２８号証中本件合意の成立を述べる部分は信用できない。（被審人住友化学）

i　日本ポリケム宇川は「グランドポリマーの土田常務は『ここまでナフサが上がれば仕方がない』と発言し，『しかしながら加工業者の体力が持つかどうか』というような発言をしました。慎重な性格の土田さんがここまで発言するのだから株式会社グランドポリマーは値上げする腹だと理解しました」と供述する（査第１６号証，第２７号証）が，グランドポリマー土田の当該発言はＰＰの値上げに対する消極的な意見ととらえるべきなのであるから，日本ポリケム宇川の上記供述は，一方的な期待に基づく思込みにすぎず，信用できない。（被審人出光興産，被審人トクヤマ）

j　「これらの企画調査小委員会の結果報告を受け，他社が値上げに踏み切ることを確信し，さらに３月８日の代表的ポリエチレンメーカーである日本ポリオレフィン株式会社の値上げ打ち出しによって益々確信を強め，部下に対してポリオレフィンの値上げアナウンス文書を作成するよう指示を出しました」との出光佐藤の供述（査第４３号証）は，３月６日の段階では，各社とも値上げしたい気持ちはあっても決断することは難しい，しかしそのうち値上げすることになるであろうと同人は確信したが，まだ，値上げを決断することはできなかったという意味である。また，出光三角は，出光佐藤

に対し，３月６日の部長会の結果について，「値上げしたい気持ちは一致している。」と報告したのであり，「出光三角から３月６日のＰＰ企画小委員会において，各社値上げに向けて足並みが揃ったとの報告を受けた」という出光佐藤の供述（査第６号証，第４３号証）は事実に反する。（被審人出光興産）

ｋ　ＭＳＳ佐紺は発言していないので，ＭＳＳには本件合意に加わる意思がないことは明白であったはずである。日本ポリケム宇川も，ＭＳＳから皆と一緒に値上げする旨のコミットメントは受け取っていないと参考人審訊で供述している。（被審人サンアロマー）

ｌ　チッソ森本は「グランドポリマーは土田取締役で，鈴木さんは欠席だったかも知れません」，「日本ポリケムの宇川さんは・・・３月６日の部長会には出席されたと思いますが，今一つはっきりしませんので本人に確認してください」と供述する（査第１３号証）ように，出席者についてさえ明確に記憶しておらず，同人の供述は信用できない。（被審人住友化学，被審人サンアロマー）

㈠　日本ポリケム宇川とグランドポリマー土田の３月６日の部長会直前の面談

ａ　日本ポリケム宇川は，３月６日，ＰＰ小委員会の直前にグランドポリマー土田と会って，日本ポリケムがＰＰの値上げをその時点で行わない意向であることを伝えた。その際に，住友阪本も同席した。このことからも，同日の部長会で，本件合意が成立したということはあり得ない。

ｂ　日本ポリケム宇川は，査第９３号証において，３月６日の部長会直前の自らの行動に関する供述（査第８９号証，第１２０号証）を訂正し，当該行動について具体的な記憶がないとする一方で，その直後に開かれた３月６日の部長会の内容については供述していること（査第１６号証等）からして，当該行動について記憶がないとの同人の上記供述は信用できない。（被審人出光興産，被審人住友化学，被審人トクヤマ）

ｃ　査第８９号証及び第９３号証によると，日本ポリケム宇川は，２月２１日の部長会で自らがＰＰの値上げについて慎重な意向を述べることを同部長会開催前にグランドポリマー土田に伝えること

で同部長会においてかばってもらう一方，３月６日の部長会でＰＰの値上げを行う意向を述べることについては同部長会開催前にグランドポリマー土田に伝えていないことになる。しかし，２月２１日の部長会開催前の上記行動を踏まえれば，仮にその後日本ポリケムが値上げの方針に転じたのであれば，日本ポリケム宇川としては３月６日の部長会開催前にグランドポリマー土田にその旨伝えるのが常識的な行動であるところ，日本ポリケム宇川が当該行動をとったことは立証されていない。このことは，同人が話を作っているということを意味し，同人の査第８９号証及び第９３号証における上記供述は，審査官に迎合したもので信用できない。（被審人住友化学）

㈢　部長会メンバーのＰＰの値上げに関する権限との関係

部長会メンバーの大部分はＰＰの値上げにつき決定する権限を有していない以上，そのような者の間で会合を持っても，そこでの発言は社としてではなく個人としての発言にすぎないのだから，その場でＰＰの値上げにつき話し合い，かつ合意することはできない。（被審人出光興産，被審人トクヤマ）

㈣　ＰＥとの関係

ａ　ＰＰとＰＥは両方ともナフサを原料とし，ナフサ価格がその販売価格に与える影響が大きいことから，従来，ナフサ価格の高騰を理由とする場合には，ＰＰとＰＥの両方とも値上げしているので，３月６日に日本ポリケム塩崎が石化協のポリエチレン企画調査小委員会でＰＥの値上げをしない旨表明した以上，同日，日本ポリケムはＰＰについても値上げに慎重な見方を示していたとみるのが自然である。

ｂ　３月６日に日本ポリケムが一方ではＰＥの値上げには消極姿勢を示し，一方ではＰＰの値上げには積極的な態度を表明したことが他社に判明した場合，ＰＰとＰＥの値上げ姿勢が異なることについて問題にされるはずであり，また，そのような場合に，他社が，日本ポリケムがＰＰの値上げを真に行うと信頼してＰＰの値上げにつき合意することはあり得ない以上，そもそも日本ポリケムがＰＰの値上げに積極的な態度を表明した事実がないと考えるのが合理

的である。（被審人住友化学，被審人サンアロマー）

ｃ　日本ポリケム塩崎がＰＰとＰＥについて異なる判断をした理由として述べている内容（査第９２号証）は，実際にはＰＰとＰＥについて同時に値上げを打ち出していることと矛盾すること，供述内容が不合理であり経済的判断としてあり得ず，さらに，ＰＰとＰＥを同列に検討するという会社の方針及び社長の指示に反してまで異なる判断をする理由にはならないこと，加えて，特段の事情の変更がないにもかかわらず，２月末から３月６日（３月９日前）まではＰＰとＰＥを別個に検討・判断するのは不自然で，供述調書の作成時期からみて従前のＰＰについての供述とのつじつま合わせのために作成されたものであり，信用できない。

(ｵ) 出光三角の手帳の記載

出光三角の手帳（査第８３号証の２）の３月６日の欄に「値上げの件　時期後退」と記載されていることの意味につき，同人は「あくまで当初予定していた４月１日出荷分からの値上げ実施が困難になったということを意味しており，３月６日のポリプロピレン企画調査小委員会において，ポリプロピレンの値上げを事実上決まらなかったという意味ではありません」と供述する（査第１１４号証）が，３月６日の部長会の結果ＰＰの値上げを現時点で行うことが困難となった趣旨と解するのが自然である。また，３月６日の時点で値上げが決定したとすれば，出光石化が４月１日出荷分から値上げを実施することは可能であったはずである。さらに，３月６日の部長会で当初予定していたＰＰの値上げの実施時期を遅らせた旨の供述は他に一切ない。また，当該供述調書が作成されたのは公正取引委員会の立入検査の約１１か月後であることを考え合わせると，出光三角の上記供述は信用できない。（被審人出光興産，被審人住友化学，被審人サンアロマー）

(ｶ) 業界紙の記事

３月６日付けの化学工業日報に掲載された日本ポリケム塩崎のコメント記事からは，ＰＰの値上げに同人が悩んでいる様子が窺えるので，同日時点で同人がＰＰの値上げを決定していることはあり得ず，３月６日に本件合意が成立したとの日本ポリケム塩崎（査第９２号証）及び宇川（査第１６号証，第１２０号証）の各供述は信用できな

い。

イ　審査官の主張

(ｱ) 本件合意の成否に関する直接証拠

ａ　日本ポリケム宇川（査第１６号証，第１２０号証），グランドポリマー鈴木（査第２８号証）及びチッソ森本（査第１３号証）は，４月以降ＰＰの販売価格を１キログラム当たり１０円引き上げることについて７社の出席者全員が一致した旨供述する。また，出光三角（査第５号証，第３０号証）及びトクヤマ横地（査第２２号証）は，ＰＰの販売価格を同１０円引き上げることについて７社の出席者全員が一致した旨供述する。

これらの供述調書は，いずれも，事情聴取の内容を録取した上で，供述人にその内容を読み聞かせ及び閲読等させた上で，同人が，誤りがない旨申し立て署名押印したものであり，その作成過程からみても任意性に欠けるところはなく，さらに，各供述内容は整合している。

ｂ　グランドポリマー土田は，３月６日の部長会で本件合意が成立したことを否定する（査第８６号証）。しかし，同人は，２月２１日の部長会での出来事について，誤って，３月６日の部長会のことであると記憶している。同人は，公正取引委員会による審査中，ＰＰの値上げについて他社と合意していたかについて，グランドポリマーの従業員と話をし，様々な事実を言われたことで，３月６日の部長会で本件合意が成立したことはないと記憶が変容したものと考えられる。したがって，査第８６号証中，３月６日の部長会において７社がＰＰの値上げについて合意していない旨供述している部分は信用できない。

ｃ　グランドポリマー鈴木の供述(査第２８号証)については，後日同人がその内容を修正し，全社で値上げを決議したという記憶はない旨述べている(査第８７号証)が，この修正供述も信用性を欠く。

ｄ　住友阪本の「各社の先行きの見方は一致しましたね」との発言があったとする出光三角の供述内容は具体性に欠けるとはいえない。また，この発言は，その前に出席者がナフサ価格の見通しについて発言した後，それを受けてなされたものにすぎず，各社がＰＰの値

上げを行う意思があるかどうかは，当該発言を待つまでもなく分かることである。したがって，住友阪本の発言を出席者が後日記憶していなかったとしても何ら不自然ではない。

ｅ　ナフサ価格とＰＰのコストとの関係，ＰＰの値上げの打出し額に関する慣行を前提に，２月７日に得たナフサコストレベルについての共通認識の下で，ナフサ価格の見通しについて７社の意見が一致した点において各出席者の供述間に差異はなく，この時点で合意の成立が認定できる以上，各出席者の供述におけるＰＰの値上げの打出し額への言及の有無は，本件合意の認定に影響を及ぼさない。

ｆ　査第１６号証，第２２号証及び第３０号証は，３月６日の部長会で本件合意が成立したことの根拠たり得るものである以上，３月６日の部長会での合意の成立を否定するグランドポリマー土田の供述（査第８６号証）を否定する根拠たり得るものである。

ｇ　前記ア(ｱ)ｇにおいて被審人が指摘する供述において出席者は特定されており，発言者が自分以外の者を指すことはいうまでもなく，被審人の主張は失当である。

また，トクヤマ横地は，トクヤマ水野に対し，３月６日の部長会の内容として，ナフサ価格の見通しについて一定の金額を報告している旨供述しており（査第２２号証），ナフサ価格の見通しが一致していないとの評価は当たらない。

ｈ　前記ア(ｱ)ｈにおいて被審人が指摘するグランドポリマー鈴木のグランドポリマー土田の発言に関する供述（査第２８号証）には続きがあり，グランドポリマー鈴木は，「しかし，この発言は，当社は値上げしないというものではありませんでした」と供述しており，被審人の主張は失当である。

ｉ　査第１６号証，第２７号証において，日本ポリケム宇川は，グランドポリマー土田が慎重な性格であることを考慮して，発言を言葉どおり表面的に解することなくその真意を見極めた上で認識した内容を供述しているのであり，その供述は一方的な期待に基づく思込みではない。

ｊ　出光三角からＰＰ小委員会において値上げに向けて各社の足並みがそろった旨の報告を受けたことに関する出光佐藤の供述（査第

６号証，第４３号証）は，出光三角の供述（査第５号証）と整合していることから，信用性に疑いの余地はない。

ｋ　ＭＳＳ佐紺については，同人の発言につき供述で言及されていなくても，それまでの行動と３月６日の行動を対照すれば，その場にいたことで値上げの合意に加わったと十分評価できる。

ｌ　チッソ森本は，グランドポリマー鈴木が欠席していたと記憶しているのではなく，単に，同人の出席を明確に記憶していなかったにすぎない。

また，日本ポリケム宇川の出席について記憶が不明確であったとしても，チッソ森本の供述の信用性は否定されない。

(ｲ)　日本ポリケム宇川とグランドポリマー土田の３月６日の部長会直前の面談

ａ　日本ポリケム宇川がグランドポリマー土田に値上げにつき消極の意向を伝えたのは２月２１日の部長会の直前であって，３月６日の部長会の直前ではない。その後，２月末ころ，日本ポリケム宇川は日本ポリケム塩崎からＰＰの値上げを行うよう指示を受けて，住友阪本に対し，値上げができるよう各社を回ってその意思を確認するよう要請し，３月６日の本件合意に至ったのである。前記(ｱ)ｂで主張したところと同様に，グランドポリマー土田は，２月２１日の部長会直前の出来事について，誤って３月６日の部長会直前のことであると記憶している。

ｂ　日本ポリケム宇川が，３月６日の部長会の直前の行動に関する供述調書である査第８９号証及び第１２０号証の内容を誤りであるとして訂正した経緯は何ら不自然ではなく，同人は，その時点における自らの記憶に忠実に従ったにすぎない。

また，３月６日の部長会直前においては，その後の同日の部長会が同人の最大の関心事であり，かつ，その直前の約３０分間という短い時間のことである以上，その間の記憶がないことは何ら不自然ではない。

ｃ　日本ポリケム宇川はグランドポリマー土田に対して，２月末ころに日本ポリケムがＰＰの値上げを行う方針であることを伝えているのであるから，ＰＰの値上げを行う旨３月６日の部長会で述べる

ことを，更に同部長会前に伝える必要はない。

(ｳ) 部長会メンバーのＰＰの値上げに関する権限との関係

ＰＰの値上げに関する権限がないにしても，部長会メンバーは，ＰＰの製造販売業に係る事業に関して営業部長級という地位にあり，ＰＰの値上げにつき話し合う者として何ら問題がなく，ＰＰの値上げに関して会社の考えを理解しかつ情報も有しているはずである以上，その発言が単なる個人的発言ということはあり得ない。

(ｴ) ＰＥとの関係

ａ　３月６日の時点でＰＰとＰＥについて値上げに対する日本ポリケムの姿勢が異なったのは，日本ポリケム塩崎がＰＰ及びＰＥの値上げのための社内手続の開始時期について判断するに至る経緯で生じたにすぎない。

ｂ　３月６日のポリエチレン企画調査小委員会の出席者は，日本ポリケムはＰＥの値上げを行うことは決めているものの，その時期については更に検討したいという方針であると受け止めたのである。部長会メンバーは，このことを３月６日の部長会の後に知ったのであり，ポリエチレン企画調査小委員会における上記のような状況が，同部長会で成立した本件合意に何ら影響するものではない。

ｃ　日本ポリケム塩崎は，３月６日の時点においてＰＥの値上げを行うこと自体は決めており，単にそのための手続を進めることを決断しなかったにすぎず，この点に関する同人の供述（査第９２号証）は，日本ポリケムの牧野新代表取締役社長の供述（査第９１号証）と整合しているので，信用性がある。また，日本ポリケム塩崎は２月２８日にＰＰとＰＥについて値上げを行う旨決定しており，ＰＰとＰＥの値上げを同時かつ同様に判断している。

(ｵ) 出光三角の手帳の記載

被審人主張の解釈は被審人の独自の解釈にすぎず，実際は，出光三角が供述するとおりである。

(ｶ) 業界紙の記事

被審人が指摘する化学工業日報の記事は，２月２８日にＰＰの値上げを日本ポリケム塩崎が決定し，３月６日においてもそのままであったことを否定する根拠たり得ない。

⑶　３月６日の部長会後の経緯

ア　被審人らの主張

(ｱ)　７社の値上げ打出しの理由等

ａ　７社は，後記ｄからｊのとおり，３月８日の日本ポリオレフィンのＰＥの値上げの公表その他を契機に，それぞれ独自の判断でＰＰの値上げを決定した。（被審人出光興産，被審人住友化学）

ｂ　３月６日に本件合意が成立すれば，その後直ちに値上げのための社内手続が開始されるはずであるところ，後記ｄからｊのとおり実際はそういった動きがないことは，本件合意が成立しなかったことを意味する。（被審人出光興産）

ｃ　７社のＰＰの値上げの打出し日及び実施日は各社様々であり，特に，ＭＳＳについては，打出し日は，最も早かった出光石化の２５日後，ＭＳＳを除いて最も遅かったトクヤマの１２日後であり，かつ，ＭＳＳ以外はすべて３月に打ち出しているのに対してＭＳＳは４月に打ち出しており，また，ＭＳＳ以外の実施日は４月１５日から２１日の間に集中しているのに対し唯一５月１日であるとともに，審査官主張の合意内容とも異なることからして，各社のＰＰの値上げの打出しは本件合意に基づくものとはいえない。（被審人出光興産，被審人サンアロマー）

ｄ　日本ポリケムについて

日本ポリケムは，ＰＰ及びＰＥとも，３月８日の日本ポリオレフィンのＰＥの値上げ発表記事を見て，３月９日に値上げへ向けての社内手続を開始し，同月１７日に価格小委員会において値上げを正式に決定した。このように，日本ポリケムは，単独で値上げの意思決定をした。（被審人出光興産，被審人住友化学，被審人トクヤマ）

ｅ　グランドポリマーについて

３月６日の部長会終了後にグランドポリマー土田がグランドポリマーの猿渡定産業材・包材営業部部長（以下「グランドポリマー猿渡」という。）に対して「値上げはツブしたぞ」と発言し，さらに，それを受けて，ＰＰの営業担当者であるグランドポリマー猿渡が同日の週にグランドポリマー土田の許可を受けて４月１０日か

ら海外旅行に出かけたことは，３月６日に値上げについて７社の間で本件合意が成立していないことを意味する。

また，３月６日の部長会で値上げについて７社の間で本件合意が成立していたのであれば，同日午後のグランドポリマーの役員会及び同月１５日午前の同社の予算会議でそのことを前提にした議論がなされるはずであり，実際にはそのような議論がなされなかったことは，本件合意が成立していないことを意味する。さらに，３月１５日昼ころにグランドポリマー土田が日本ポリケム塩崎と面談して日本ポリケムが値上げするつもりであることを確認し，それを受けて同日午後のグランドポリマーの予算会議で３月第４週には値上げの最終方針を決定するとされていることからも，３月６日の部長会で値上げにつき７社の間で本件合意が成立していないことは明らかである。

ｆ　チッソについて

(a)　チッソの値上げへ向けての社内決定手続がどのように進められたか不明である以上，本件合意の成立は到底推認され得ない。（被審人住友化学，被審人サンアロマー）

(b)　値上げの担当者となるはずのチッソ森本が海外出張に出かけていることからすれば，本件合意は３月６日に成立していないというべきである。（被審人トクヤマ）

(c)　需要者向け値上げ通知文書が３月２１日付けで作成され，打出しが同月２３日にされていることからすれば，値上げの決定は日本ポリケムのＰＰの値上げという業界紙の記事を見て同月２１日ころされたものと考えられる。（被審人住友化学，被審人トクヤマ）

ｇ　出光石化について

ＰＰの値上げを決定するに際しては，国内及び海外の需要動向，輸入品の動向，利益又は損失の状況等のＰＰだけでなくＰＥを含むポリオレフィン全体の周辺環境及び将来の見通しをみる必要があり，ＰＰ製造販売業者の動向は判断要素の一つのうちの更に一部にすぎない。さらに，出光佐藤は，ＰＰ小委員会における各社の言動を考慮したが，それだけではＰＰの値上げを決定できず，実際３月

８日の日本ポリオレフィンによるＰＥの値上げ発表記事を見て，ＰＥはもとよりＰＰについても，これを契機に他社も日本ポリオレフィンに追随して値上げの方向に動き出すと予想し，ＰＰ及びＰＥの値上げを独自に決定したのであって，本件合意に基づいてＰＰの値上げを決定したものではない。さらに，出光石化が，本件合意の内容と異なり，打出し値上げ幅を１０円ないし１５円と独自に設定したことからも，上記のように独自に値上げを決定したことは明らかである。（被審人出光興産，被審人住友化学）

ｈ　住友化学工業について

３月１３日朝，住友阪本は，グランドポリマー土田とアライアンスに関して面談した際，日本ポリケムが値上げを実施したらグランドポリマーも追随するであろうとの感触を得，同日中には，日本ポリケムがＰＰ及びＰＥの値上げを決定したとの情報を商社，部下等から入手し，ＰＰ及びＰＥの値上げを決断した。したがって，住友化学工業の値上げは，３月６日の部長会の結果に基づくものではない。

３月６日の部長会で値上げにつき７社の間で本件合意が成立した場合，速やかに価格審議委員会の開催を申請すれば同月１５日前後に価格審議委員会を開催できたにもかかわらず，住友阪本は，実際には，前倒しの可能性を含ませつつ同月末の価格審議委員会の開催を同月１４日に申請し，その後，遅くとも同月２７日までに価格審議委員会を開催する旨の依頼を１７日に行うという煩雑な手続を行っている。これらの行動は，３月６日の部長会で値上げにつき７社の間で本件合意が成立していればあり得ず，同部長会で本件合意が成立していないことは明らかである。

（被審人出光興産，被審人住友化学）

ｉ　ＭＳＳについて

(a)　値上げにつき本件合意が成立したとされる３月６日から４月５日までの間，値上げのための社内手続が開始されていないことは，ＭＳＳが単に他社の値上げに追随したにすぎず，本件合意が３月６日に成立していないことを意味する。（被審人出光興産，被審人住友化学）

(b) ＭＳＳ高橋は，３月１７日に収益改善策の立案を命じ，これを受けて，同社のＰＰ事業部は４月５日過ぎにユーザーごとの値上げ案の立案をほぼ終え，同月１０日に経営会議でＰＰの値上げを決定したのであり，このことは，本件合意と全く整合しない。（被審人住友化学，被審人サンアロマー）

ｊ　被審人トクヤマについて

(a) 値上げにつき本件合意が成立したとされる３月６日から，同月１７日までの間，値上げのための社内手続が開始されていないことは，本件合意が３月６日に成立していないことを意味する。（被審人出光興産，被審人サンアロマー，被審人トクヤマ）

(b) トクヤマが，３月２３日の段階において，ＰＰの値上げについて平均５円以上を実現するとして，実質５円の値上げ額を狙っていたことは，本件合意とは違う動きであり，本件合意がなかったことの一つの証左である。（被審人トクヤマ）

(c) トクヤマ水野は，３月９日の取締役会においてＰＰの値上げを否定しており，同月１４日の予算見直し会議までは値上げする考えはなかったところ，同月１７日に，早朝会議において社長のしっ責を受けて，値上げのための社内手続を開始したのであり，これらのことは，本件合意が３月６日に成立していないことを意味する。

(ｲ) ３月１７日の部長会

ａ　３月１７日ころには，日本ポリケム，出光石化及び住友化学工業がＰＰの値上げの事実上の決定及び社内手続に着手している。同日の部長会では，５社の営業部長が，各社の値上げの決定状況や，その手続の進ちょく状況について話をしたが，このようなことは，事前に値上げの合意をしていなくても，行われ得る。また，自社のＰＰの値上げが事実上決まった日本ポリケムが他の業者の状況を知りたいために部長会を開催することとしたものと考えられる。（被審人住友化学）。

ｂ　日本ポリケム宇川の供述（査第３３号証）及びグランドポリマー土田の供述（査第３６号証）において，住友鈴木が両人に３月１７日の部長会の開催日及び開催趣旨を連絡したことは述べられてい

るが，その他の部長会メンバーについては，日本ポリケム宇川の推測として連絡がなされた旨述べられているのみである以上，ＰＰの値上げのための社内手続の進ちょく状況等を確認するとの趣旨が部長会メンバーに伝えられた上で開催されたとは到底いえない。（被審人住友化学，被審人トクヤマ）

ｃ　会合の存在を知らせなかった者に対してその内容を事後に知らせることはそもそもあり得ず，トクヤマ横地に住友鈴木が連絡してきた各社の値上げ情報は，３月１７日の部長会の内容としてではなく，出所不明な個人情報としてであり，そのため，トクヤマ横地はトクヤマ水野に報告していない。（被審人トクヤマ）

ｄ　３月１７日の部長会は，日本ポリケムが３月６日の時点では値上げを決めていなかったが，その後，方針を変更して値上げを決めたため，このことを他社に早急に知らせるために，急きょ招集したものである。議長である住友阪本も欠席し，部長会メンバー７社中２社が欠席するような会合は，部長会といえるようなものではない。（被審人出光興産）

ｅ　ＭＳＳ佐紺は，３月１７日の部長会において，値上げについてＭＳＳの社内手続がまだ行われていない旨を明らかにしているところ，本件合意が成立していたのであれば，ＭＳＳ佐紺に対し，他社の出席者から非難等の発言がされるはずであるが，そのような事実はない。このことは，３月６日の部長会において本件合意が成立しなかったことの一つの証左である。（被審人出光興産）

ｆ　ＭＳＳ佐紺は，社内手続が行われておらずまだ値上げ手続に入っていない，つまり値上げ決定をしていない旨を伝えて，情報交換に参加せず途中退席することで，ＭＳＳが３月６日の部長会から１０日以上も何もしていないことを明らかにしている。このことからすれば，ＭＳＳに本件合意を遵守する意思はなかったというべきである。

グランドポリマー土田の供述（査第３６号証）では，ＭＳＳが値上げを打ち出すことは疑っていなかった旨述べられているが，そもそもグランドポリマー土田は３月６日の合意成立を否定している以上，当該供述は単に一般的にＭＳＳが値上げするであろうと推測

していたとの趣旨にとどまるものであり，また，この供述で実施日が遅くなるかも知れないと述べているが，値上げするにしてもいつ値上げするのかはグランドポリマー土田には分からないのであり，その認識は，単に，ＭＳＳは外国本社との関係で値上げ実施時期が遅れるという程度にとどまり，同人の供述をもって，ＭＳＳが合意どおりに値上げする方針を有していたとの根拠とすることはできない。

その後，他社からＭＳＳに対して社内手続の進ちょく状況につき確認がされた旨，あるいは，逆にＭＳＳ佐紺も連絡をした旨の主張立証はなされておらず，ＭＳＳと他社との間で意思の連絡は認められない。

（被審人サンアロマー）

ｇ　責任分担ユーザーの案を持ち寄ることを決めた時点の出席者が特定されず，さらに，責任分担ユーザーの案を持ち寄る旨連絡したとする日本ポリケム宇川の供述はあるものの，一堂に会する会合ではなく，また，ＭＳＳ佐紺は途中で退席している以上，責任分担ユーザーの案を持ち寄る旨の連絡が同人になされたことを示す証拠はなく，さらに，欠席したチッソ森本とトクヤマ横地に次回日程を伝えたことは査第３８号証及び第４１号証からうかがわれるが，責任分担ユーザーの案を持ち寄る旨伝えたことはうかがわれない。（被審人住友化学，被審人トクヤマ）

㈣　３月２７日の部長会について

ａ　３月２７日の部長会は日本ポリケム宇川の送別会として開催されたもので，酒席であったことからしても，責任分担ユーザー決定のために開催されたものではないし，その旨事前に連絡があったものでもない。酒席で，各社が値上げ交渉に入っている中での難物ユーザーの名を挙げることは，カルテル合意の存在を前提としなくても行われ得る。

ｂ　ＰＰの値上げ交渉に対して責任をとるということはあり得ず，また，実際のＰＰの価格交渉で真しに価格交渉するところとそうでないところを区別する合理性はない以上，責任分担ユーザーとは単に値上げ交渉に困難が伴う需要者又は主要取引先という意味にすぎ

ず，７社間で取り決めるようなものではない。（被審人住友化学）

ｃ　ＭＳＳ佐紺について，３月２７日の部長会で実際に責任分担ユーザーの案を持ち寄ったこと，同部長会で責任分担ユーザー案を承諾したことにつき何ら主張立証がない以上，ＭＳＳ佐紺が責任分担ユーザーの合意に加わったとはいえない。

また，審査官は王子製紙株式会社（以下「王子製紙」という。）がＭＳＳの責任分担ユーザーであると主張するが，ＭＳＳ佐紺は３月２８日に同社の滋賀工場を訪問し，ＰＰの値下げによる取引量の拡大を申し込むといったＰＰの値上げとは全く相反する行動をとっている。責任分担ユーザーが決定されたのがその前日であることからすると，自ら進んで当該決定を破ることとなる需要者を責任分担ユーザーにすることはあり得ず，このことからすれば，３月２７日の部長会では，ＭＳＳ佐紺を除く一部の出席者が責任分担ユーザーについて話し合い，ＭＳＳ佐紺の了解を得ることなく決定したものにすぎず，同人が当該決定に加わっていないことは明らかである。

（被審人サンアロマー）

ｄ　責任分担ユーザーに対して真しに責任をもって交渉することが決まったのであれば，ＰＰの値上げ交渉の方法について責任分担ユーザーについてはそうではない需要者とは異なる方法で行うといった具体的なことを決めるはずであるが，そのような事実が認められないということは，責任分担ユーザーを決めたという事実が存在しないことを意味する。（被審人住友化学，被審人トクヤマ）

イ　審査官の主張

(ｱ)　７社の値上げ打出しの理由等

ａ　値上げのための社内手続の具体的内容は社によって様々であり，それに要する日数が異なる以上，４月以降値上げを実施するためにその社内手続を開始すれば足りる。後記ｂないしｈのとおり，実際の７社各社における３月６日から社内手続が開始される日までの経緯は，いずれも３月６日の部長会で本件合意が成立したことと矛盾しない。

なお，合意の対象となった日は，値上げの実施日であり，打出し

日は対象とされていない。そして，値上げの実施日については，ＭＳＳ以外の社は，いずれも４月以降実施という合意内容と一致しており，また，ＭＳＳの実施日も多少の遅れにすぎない。

さらに，合意の対象となった額は，値上げの打出し額であり，実際に値上げをする額ではない。７社間では，打出し額と実際の値上げ額が異なることは当然のことと理解されており，社内で決めていた目標の値上げ額が打出し額と異なることは，本件合意に基づく値上げの打出しではないことを意味しない。

ｂ　日本ポリケムについて

日本ポリケムは，３月８日にＰＥについて値上げを打ち出すことが可能となって初めて，ＰＰとＰＥ両方について値上げのための社内手続を開始したのであり，同月９日に社内手続を開始したことが，同月６日の本件合意の成立の認定を妨げるものではない。

ｃ　グランドポリマーについて

査第８８号証中の資料③の内容は信用できず，「値上げはツブしたぞ」というグランドポリマー土田の発言を立証するものではない。グランドポリマー猿渡が４月１０日から休暇を取ったからといって，直ちに値上げ交渉が不可能となり，あるいはこれにつき支障が生じるものではない。

グランドポリマー土田は，値上げを行うことを決めていたものの，値上げ交渉を本気で行うことについて日本ポリケム塩崎から確認できるまで値上げを打ち出すつもりがなかったのであるから，３月６日の役員会及び同月１５日午前の予算会議で値上げを行う旨を一切述べず，値上げにつき議論がなかったのは当然である。

ｄ　チッソについて

３月６日の部長会直後に値上げの決定をしなかったのは，同月１１日から同月２１日までチッソ森本が海外出張に行くことが決まっており，直ちに値上げを打ち出す必要がなかったためである。

そして，チッソは，３月２１日付けで４月２１日以降１０円値上げする旨需要者に通知しており，チッソ森本が海外出張に出かけたことは本件合意に基づき値上げを打ち出す上で何ら支障になっていない。

ｅ　出光石化について

出光三角の報告が，出光佐藤においてＰＰの値上げの打出しを決定する上での判断要素の一つにすぎないことは被審人の主張するとおりであるとしても，それに基づき決定したことには変わりはない。

ｆ　住友化学工業について

３月１４日に住友阪本が社内での価格審議委員会の開催を申請し，同月２３日の同委員会で値上げが承認されたことは，同月６日の部長会で７社の間で本件合意が成立したことと矛盾しない。住友阪本が同日の部長会で値上げにつき合意した以上，それを完全に排して意思決定することなどあり得ず，同人が同月１４日に開始した値上げのための社内手続は本件合意に基づくものである。

価格審議委員会は月末の開催のみが通例であるが，値上げの場合は臨時に開催することがある。

住友化学工業は，通常，上位２社である日本ポリケム及びグランドポリマーの値上げに追随する立場であるから，住友阪本は３月６日の部長会後直ちに値上げのための社内手続を開始しなかった。

ｇ　ＭＳＳについて

ＭＳＳは，通常，上位２社である日本ポリケム及びグランドポリマーの値上げに追随する立場であるから，ＭＳＳ佐紺は３月６日の部長会後直ちに値上げのための社内手続を開始しなかった。

ＭＳＳ佐紺は，３月１７日に，ＭＳＳ高橋から収益改善策の検討を指示されたため，当該検討を終わらせるまでは，値上げのための社内手続を開始することができなかった。この検討は４月初めに終了し，ＭＳＳ佐紺は，同月１０日の経営会議後に値上げを行う旨，同月５日に部下に指示した。ＭＳＳ佐紺が３月６日の部長会で値上げにつき合意した以上，それを完全に排して意思決定することなどあり得ず，同人が４月５日に開始した値上げのための社内手続は，当該合意に基づくものである。

ＭＳＳ高橋は本件合意を知らないまま３月１７日に収益改善策の検討を指示したので，その検討期限が３月１７日の部長会以前又は同月２７日の部長会以前であるか否かは，本件合意の成否とは関

係がない。

ｈ　被審人トクヤマについて

トクヤマ水野は，３月２１日に価格検討委員会に対して価格改定申請書を提出し，同月２４日に同委員会が値上げを承認したが，このことは，同月６日に本件合意が成立したことと矛盾しない。すなわち，被審人トクヤマの当時のＰＰのシェアは５．７１パーセント・第７位であり，他社の値上げに追随する立場にすぎなかった。このようなことから，トクヤマ水野は，３月６日の部長会後直ちに値上げのための社内手続を開始しなかったものと考えられ，それゆえ，同月９日の取締役会で，ＰＰの値上げを否定する発言をしたものである。その後，同人は，同月１７日の会議で社長から来年度予算についてしっ責された以上，来年度予算に大きく影響を与えるＰＰの値上げを打ち出さざるを得なくなったのである。このような経緯は，３月６日の本件合意の成立を前提としても不自然ではない。

(ｲ)　３月１７日の部長会

ａ　部長会メンバーは，相互に他の業者のＰＰの値上げの社内手続の進ちょく状況等を知るために集まったものである。

ｂ　ＭＳＳ佐紺に対し出席を求めるに際し，３月１７日の部長会の趣旨についても伝えられたことは優に推認できるのであり，他の部長会メンバーについても同様と考えられる。

ｃ　住友鈴木は，３月１７日の部長会の内容として他の業者のＰＰの値上げに関する情報をトクヤマ横地に伝えたことが推認できる。

ｄ　７社のうち，日本ポリケム，グランドポリマー，出光石化，住友化学工業及びＭＳＳの５社から部長会メンバーが出席しており，わずかしか出席していないかのような被審人の主張は当たらない。

ｅ　３月１７日の部長会でＭＳＳ佐紺は，合意どおりＰＰの値上げを行うが，その具体的な日程，値上げ打出し額及び対外発表の時期については決まっていない旨発言している。

そして，この発言内容を，ＭＳＳがＰＰの値上げを行うことに変わりはないが，まだ社内手続が開始されていないため直ちにＰＰの値上げを打ち出すことができないという趣旨とグランドポリマー土田が解したのは自然である。

ＭＳＳ佐紺の上記発言から，ＭＳＳがＰＰの値上げを行うことが確認された。また，下位メーカーであるＭＳＳのＰＰの値上げの打出し時期等が他社より遅れたとしても，それが直ちに他社の値上げ交渉等に影響しないので，３月１７日以降，ＭＳＳ佐紺に社内手続の進ちょく状況について問い合わせる必要はなかったのである。

(ｳ) ３月２７日の部長会

ａ ３月２７日の部長会に部長会メンバーが責任分担ユーザーの案を持ち寄ることは，あらかじめ伝えられていたのであり，実際にも，同部長会に出席者は責任分担ユーザーの案を持ち寄った。

ｂ 責任分担ユーザーが３月２７日の部長会で実際に決定され，また，それを受けた動きが実際に各社においてみられたという事実関係が証拠から明らかである以上，上記決定の意味につき論じるまでもない。

ｃ ３月２７日の部長会において７社の出席者が責任分担ユーザーにつき話し合い決定した場において，ＭＳＳ佐紺がそれに対して反対する旨述べなかったことをもって当該決定に加わったと評価することは当然である。

また，責任分担ユーザーの決定は，ＭＳＳについては，同社がＰＰの値上げを打ち出した４月１１日以後の値上げ交渉についてのことであるところ，被審人主張の王子製紙に対するＭＳＳ佐紺の値下げによる取引量拡大の申込みは，同日前のことであって，責任分担ユーザーの決定とは関係がなく，上記申込みは責任分担ユーザー決定の事実と相反するものではない。

ｄ ＰＰの値上げができるのであれば需要者に対する交渉の具体的方法については，各社ごとに考えれば足りるのであって，７社間で決定する必要はない。

２ 争点②（一定の取引分野）について

(1) 審査官の主張

本件では，ＰＰ（前記第１の２(1)のとおり，ナフサリンク方式により販売価格を設定しているものを除く。）が全体で１個の「一定の取引分野」（独占禁止法第２条第６項）を形成する。

「一定の取引分野」については，取引の対象・地域・態様等に応じて，

違反者のした共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討し，その競争が実質的に制限される範囲を確定して決定すべきである（東京高等裁判所平成５年１２月１４日判決・公正取引委員会審決集第４０巻７７６頁）。

本件では，グレードの差異にもかかわらず，ＰＰ全体についてその販売価格引上げにつき７社が合意したものであり，ＰＰがナフサを原料としていることは，グレードの差異には関係なく，同じである。そして，ナフサ価格の上昇を理由に販売価格の引上げを行おうとしていることからしても，グレードの差異は一定の取引分野の認定において考慮する必要はない。また，ナフサリンク方式により販売価格を設定しているものを除くことは，同方式により販売価格を設定しているものが合意の対象外であった以上，当然のことである。

⑵　被審人サンアロマーの主張

ＰＰには等級・性状・用途においてグレード間で差異があるにもかかわらず，ＰＰ全体を同一の製品として一定の取引分野として認定するのは誤りであり，その一方で，ナフサリンク方式で販売価格が決定されている場合については一定の取引分野から除外しており，審査官の主張は論理矛盾している。

３　争点③（措置の必要性の有無）について

⑴　審査官の主張

ア　競争秩序の回復が不十分であること

(ｱ)　競争を活発にする要因の不存在

本件勧告後，企業結合が行われてＰＰ製造販売業者の数が減少し，さらに，輸入は例外的な供給源にとどまっていた。また，平成１３年から平成１６年までの間において，ＰＰ製造販売業者のシェアの変化はわずかであり，さらに，ＰＰ製造販売業者全社による値上げの打出し時期は，連続する２か月の期間に集中し，かつ，ナフサ価格が上昇傾向を示していた時期であるとともに，ＯＰＥＣ総会で生産枠が決定された日の前後１か月の間にあり，ＰＰ製造販売業者全社の値上げ実施時期が連続する２か月の間に集中し，あるいは，１キログラム当たりの値上げの幅が価格差５円以下程度に近似するといった，ＰＰ製造販売業者による協調的な値上げの打出しが行われていた。

そして，今後，輸入圧力が増大する可能性は低い。

したがって，現在に至るまで，本件取引分野における競争を活発にする要因は生じていないと考えられ，また，今後もその可能性は低い。

(ｲ) 排除措置の効果が十分発揮されていない状況

３社が実施した排除措置については，３社及び三井化学に対してその効果が及び，さらに，三井住友ポリオレフィンに対してその効果が一定程度及んでいるものとみられるが，それ以外のＰＰ製造販売業者については及んでいない。

ＰＰ製造販売業者が競争するに際しては，他のＰＰ製造販売業者の動向から影響を受ける以上，上記のように排除措置の効果が及んでいないＰＰ製造販売業者の存在により，排除措置の効果が十分発揮されない状況をもたらしている。

イ　違反行為の再発のおそれがあること

ＰＰ製造販売業者が本件勧告時よりも減少して４社となっており，かつ，ナフサ価格が今後上昇傾向を示すと，ＰＰ製造販売業者各社により協調的なＰＰの値上げの打出しが行われる可能性があり，これらのことから，ＰＰ製造販売業者がＰＰの値上げについて容易に意思を疎通させやすくなっている。

そして，これらのことから，ＰＰ製造販売業者が本件違反行為と同様の行為を行う可能性がうかがわれる。

現在，プライムポリマー，被審人住友化学，被審人サンアロマー及び日本ポリプロの４社がＰＰ製造販売業者であり，また，被審人出光興産は，実質的にＰＰ製造販売業者とみることができ，以下のとおり，被審人出光興産，被審人住友化学及び被審人サンアロマーは，今後，本件違反行為と同様の行為を行うおそれがあり，プライムポリマー及び日本ポリプロの存在は，前記３社が本件違反行為と同様の行為を行うことを妨げるものではない。

(ｱ) 個々のＰＰ製造販売業者の事情

ａ　被審人出光興産

(a) 出光石化の本件違反行為時及び本件勧告後の状況

出光石化についての本件違反行為の終了は，出光石化の自発的意思に基づくものとはいえない。また，出光石化は，本件審判に

おいて，自らの行為を正しく認識しようとせず，いたずらに本件違反行為の存在を否定する旨主張している。

(b) 出光石化と被審人出光興産の関係

被審人出光興産は，出光石化を吸収合併する前，同社に対して１００パーセント出資していたことから，出光石化については，被審人出光興産のＰＰ製造販売業を担当する部門という位置付けであった。つまり，出光石化がＰＰ製造販売業を営んでいることをもって，被審人出光興産が実質的にはＰＰ製造販売業を営んでいたということができる。そして，被審人出光興産は，出光石化と平成１６年８月１日に合併したが，実質的にみれば，合併は単なるＰＰ製造販売業を営む組織形態の変化にすぎず，それ以上の変化は認められない。

したがって，被審人出光興産は，出光石化の本件違反行為と同様の行為を行うおそれをそのまま引き継いだものといえる。

また，このことは，被審人出光興産自身がこれまで，不当な取引制限行為について４回行政処分を受け，かつ２回刑事処分を受けていることからもうかがわれる。

ｂ 被審人住友化学

被審人住友化学についての本件違反行為の終了は，被審人住友化学の自発的意思に基づくものとはいえない。また，被審人住友化学は，本件審判において，自らの行為を正しく認識しようとせず，いたずらに本件違反行為の存在を否定する旨主張している。

これらのことに加えて，被審人住友化学がこれまで，不当な取引制限行為について１１回（うち，１回はＰＰの，３回はＰＥの価格カルテルに関するものである。）行政処分を受けたことがあることを踏まえると，被審人住友化学は，現在，本件違反行為と同様の行為を行うおそれのある事業者である。

ｃ 被審人サンアロマー

被審人サンアロマーについての本件違反行為の終了は，被審人サンアロマーの自発的意思に基づくものではない。また，被審人サンアロマーは，本件審判において，自らの行為を正しく認識しようとせず，いたずらに本件違反行為の存在を否定する旨主張している。

これらのことから，被審人サンアロマーは，現在，本件違反行為と同様の行為を行うおそれのある事業者である。

ｄ　プライムポリマー

プライムポリマーは，本件違反行為の当事者ではないが，そのＰＰ製造販売業を実質的には被審人出光興産が営んでいるともいえる。そして，ナフサ価格が上昇傾向を示すときに被審人出光興産が本件違反行為と同様の行為を行う場合，本件違反行為と同様の行為に基づくＰＰの値上げは，具体的にはプライムポリマーが行うこととなる。

つまり，被審人出光興産が，ＰＰの値上げに関する合意に基づきＰＰの値上げを打ち出すときに，

(a)　プライムポリマーをしてＰＰの値上げを打ち出させようとし，プライムポリマーがそれに従う可能性

がある。

また，被審人出光興産以外のＰＰ製造販売業者が，本件違反行為と同様の行為を行う際に，

(b)　プライムポリマーに対して本件違反行為と同様の行為に参加するよう求め，プライムポリマーがその求めに応じる可能性

(c)　ＰＰの値上げの合意に際して，プライムポリマーによるＰＰの値上げの打出しへの追随を予想し，かつ，プライムポリマーが実際に追随する可能性

がある。

ｅ　日本ポリプロ

日本ポリプロは，本件違反行為の当事者であり，かつ既に排除措置を実施した事業者である。そして，排除措置の実施により日本ポリプロが本件違反行為と同様の行為を行うおそれは，排除措置の実施前に比べて低下したものの，それが完全に解消されたものではない。

よって，ナフサ価格が上昇傾向を示すときに，ＰＰ製造販売業者が本件違反行為と同様の行為を行う際に，

(a)　日本ポリプロに対して本件違反行為と同様の行為に参加するよう求め，日本ポリプロがその求めに応じる可能性

(b)　ＰＰの値上げの合意に際して，日本ポリプロによるＰＰの値上げの打出しへの追随を予想し，かつ，日本ポリプロが実際に追随する可能性

がある。

(ｲ)　ＰＰ製造販売業者の遵法意識の低下

本件違反行為と同様の行為を行うおそれがあるＰＰ製造販売業者のうち，被審人住友化学，被審人サンアロマー及び日本ポリプロが本件違反行為の当事者であり，そのうち審決を受けたのは日本ポリプロのみである。したがって，本件違反行為と同様の行為が再び行われた場合，日本ポリプロのみが確定審決違反の罪（独占禁止法第９０条第３号）に問われることになる。

このことは，本件違反行為を行い，かつ再び独占禁止法違反行為を行ったという点において共通していても，審判で争ったか否かの違いだけで，再び行われた独占禁止法違反行為につき受ける不利益の内容に差（確定審決違反の罪の適用の有無）が生じることを意味し，著しく衡平性に欠けることになる。そして，ＰＰ製造販売業者を含む事業者一般がこの状況をみたとき，遵法意識（不利益を受けないようにするため独占禁止法に違反しないようにしようとする意識）を低下させることになることは明らかである。

したがって，仮に，被審人に対して排除措置を命じなければ，事業者一般の遵法意識の低下を通じて本件取引分野における競争に悪影響を与え得る。

ウ　まとめ

以上のように，本件取引分野において，競争秩序の回復が不十分であり，かつ，今後，その更なる回復が見込めず，さらに，本件違反行為と同様の行為が再び行われるおそれが認められるため，被審人出光興産，被審人住友化学及び被審人サンアロマーに対して排除措置を命じる必要がある。

なお，被審人トクヤマについては，現在，ＰＰ製造販売業を営んでいないため，排除措置を命じる必要はない。

(2)　被審人らの主張

ア　競争秩序の回復状況

㈠　値上げ時期及び値上げ幅

５月３０日の本件の立入検査後，各社の値上げの打出し時期は全くばらばらとなり，値上げの幅も各社ごとにばらばらである。

㈡　ＰＰ販売業者の減少

ＰＰ製造販売業者は，本件の立入検査時点では７社あったが，合併，営業譲渡，会社分割等の企業結合により，現在では４社になっている。単独での生き残りは難しく，各社が合同することによりようやく生き残ることが可能であった。ＰＰ製造販売業界においては，競争が十分に機能している。

審査官が，いずれも排除措置の効力が及んでいるとする日本ポリプロ及び三井化学が，６５パーセントの出資比率で取締役６名中４名を派遣し，取締役会の過半数を握っているプライムポリマーが，合計市場占有率７５パーセントを占めている。

㈢　輸入圧力

今後，中国の需要が依然おう盛であり続けることが予想されるが，中国を中心としたアジア及び中東でのＰＰ製造・販売企業の新増設が相次ぎ，輸入圧力がかかる可能性がある。

㈣　競争を活発にする要因が生じていないとの審査官の主張について

ａ　ＰＰの値上げの打出し時期，値上げの時期が近接すること等については，ＰＰ製造販売業者がＰＰの販売価格改定を検討する際，コストを検討するのは当然のことであって，いずれも，各ＰＰ製造販売業者が，ナフサ価格のすう勢やＯＰＥＣ総会における生産枠の決定を考慮の対象とすることから，結果的に近接するのであって，それはむしろ当然の帰結であると考えられる。（被審人サンアロマー）

ｂ　本件については，審査官主張の本件合意の時点から５年以上の期間が経過し，ＰＰ製造販売業者の数も７社から４社に減少し，かつ，数次のＰＰの値上げ・値下げを経ており，その中には被審人サンアロマーが値上げをしなかったなど，明らかに審査官主張の本件合意に論理的に背反する行動が認められるにもかかわらず，なお本件違反行為の結果が残存しているとの審査官主張についての立証は不十分である。（被審人サンアロマー）

イ　再発のおそれについて

(ｱ)　前記ア(ｲ)のとおり，日本ポリプロ等に排除措置の効果が及んでいると認められる現状においては，本件同様の違反行為が行われるおそれは認められない。（被審人サンアロマー）

(ｲ)　ＰＰ小委員会の解散

本件の立入検査後，ＰＰ小委員会は事実上解散しており，業界団体の会合として各社の営業担当者が集まる機会はなく，独占禁止法違反を行う話合いをする機会はなくなっている。したがって，違反行為の再発のおそれはない。（被審人出光興産，被審人住友化学）

(ｳ)　個々のＰＰ製造販売業者の事情について

ａ　被審人出光興産は，平成１７年４月１日に，三井化学と共同新設分割によって設立したプライムポリマーに，ＰＰ製造販売業を含むポリオレフィン事業を包括承継させ，それ以降はＰＰ製造販売業を全く営んでいない。（被審人出光興産）

ｂ　プライムポリマーは，同社独自の意思決定によりＰＰ製造販売業を営んでいる。プライムポリマーは，価格審議委員会の承認を得てＰＰ等の価格改定について意思決定を行うところ，価格審議委員会において親会社である三井化学や被審人出光興産の役員や従業員が口を挟むことはなく，構成メンバーにもなっておらず，また，プライムポリマーの価格改定に当たり，親会社である三井化学や被審人出光興産の承認も不要であり，三井化学や被審人出光興産は何ら関与しないシステムとなっている。したがって，被審人出光興産に対して排除措置を命ずる意味はない。（被審人出光興産）

ｃ　平成１６年度において，輸入品の市場占有率４．２１パーセントを差し引くと合計２０．２８パーセントを占めるだけの被審人住友化学及び被審人サンアロマーが，合計市場占有率７５パーセント以上の日本ポリプロ及びプライムポリマーの追随を予想して値上げに踏み切るおそれは，到底，現実的なものとはいえない。（被審人サンアロマー）

(ｴ)　ＰＰ製造販売業者の遵法意識の低下について

審査官は，日本ポリプロとの間で，確定審決違反の罪の適用に差異が生じ不公平であるとの主張をしているが，排除措置は，違反行為を

除去するに必要な措置又は違反行為をやめている旨の周知措置を行うものであり，審査官の主張は同罪の内容・趣旨を誤解している。（被審人住友化学）

第４　審判官の判断

１　争点①（本件合意の成否）について

⑴　３月６日の部長会

ア　本件合意の成否に関する直接証拠

(ｱ)　３月６日の部長会には部長会メンバーがすべて出席したところ，出席者のうち，日本ポリケム宇川（査第１６号証，第１２０号証），グランドポリマー鈴木（査第２８号証），チッソ森本（査第１３号証），出光三角（査第５号証，第３０号証）及びトクヤマ横地（査第２２号証）は，各供述調書において，概要，同部長会においては，住友阪本の司会の下，各メンバーが，まず，４月以降のナフサ価格の見通しについて，１キロリットル当たり２２，０００円から２３，０００円に上昇するであろうと発言し，その後，これに対する対応について，このように原料価格が上昇する見込みであるのでＰＰの価格に転嫁せざるを得ない旨発言したこと，ＰＰ１キログラム当たり１０円を値上げすると発言した者がいたこと，平成１１年秋の値上げではナフサ価格に換算して１キロリットル当たり１７，０００円程度に見合う価格までしか値上げが実現せず，このため，仮にナフサ価格が上記見通しのとおり上昇すれば，ナフサ価格とＰＰ価格との関係についての前記第１の１(4)の共通認識に基づき，ＰＰを１キログラム当たり１０円値上げする必要があるということが共通の認識となっていたこと，このようなことから，部長会メンバーは，４月以降，ＰＰを１キログラム当たり１０円をめどに値上げすることについて７社の意見が一致したと認識したことをそれぞれ供述する。また，日本ポリケム宇川は，住友阪本が，部長会の締めくくりとして，「これで各社の先行きの見方は一致しましたね。それでは皆さん宜しく。」と発言したことを供述する（査第１６号証，第１２０号証）。

(ｲ)　被審人らは，３月６日の部長会で日本ポリケム宇川及びグランドポリマー土田がＰＰの値上げはしない旨発言したと主張し（前記第３の１(2)ア(ｱ)ｄ），グランドポリマー土田（査第８６号証，参考人），

出光三角（審Ａ第１号証，参考人），住友阪本（審Ｂ第３号証，参考人）及びＭＳＳ佐紺（参考人）もこれに沿う供述をしている。

しかし，３月６日の部長会の出席者の供述をみると，日本ポリケム宇川は，３月６日の部長会において，ナフサ価格の上昇の見通しについて７社が一致し，７社とも値上げに積極的な意見を述べていたと供述しており（査第１６号証，第２７号証，第１２０号証），チッソ森本（査第１３号証），出光三角（査第５号証，第２９号証）及びトクヤマ横地（査第３２号証）も同様であり，「値上げするとの方向で意見が一致」したとの審査段階での供述（査第２８号証）を後日陳述書（査第８７号証）により訂正したグランドポリマー鈴木でさえ，「値上げをせざるを得ない原料環境であるという認識で一致」したことを認めており，このことと対照すると，グランドポリマー土田の上記各供述の信用性には著しく疑問があり，被審人らの上記主張及びこれに沿うグランドポリマー土田らの上記各供述は採用できない。

㈢　被審人住友化学は，グランドポリマー鈴木が，供述調書（査第２８号証）において，グランドポリマー土田が「当社も値上げしたいが環境が厳しい，つまり，ユーザーとの値上げ交渉は難航するのではないか」とＰＰの値上げに否定的な意見を述べていたとも供述する，と主張する（前記第３の１(2)ア(ｱ)ｈ）。しかし，査第２８号証においては，上記の供述に続けて，「しかし，この発言は，当社は値上げしないというものではありませんでした。」との供述があるのであるから，被審人住友化学の指摘する上記供述をもって，３月６日の部長会においてグランドポリマーがＰＰの値上げを否定していたと認めることはできない。

イ　３月６日の部長会直前における日本ポリケム宇川とグランドポリマー土田の面談

㈠　被審人らは，日本ポリケム宇川が，３月６日の部長会直前に，グランドポリマー土田（住友阪本同席）に対し，日本ポリケムはＰＰの値上げを行わない意向であることを伝えたと主張する（前記第３の１(2)ア(ｲ)ａ）。

㈡ａ　供述調書（査第１７号証，第２４号証，第８９号証）において，日本ポリケム宇川は，以下のとおり供述する。

すなわち，日本ポリケム宇川は，当初，部長会において値上げにつき積極論を述べていたところ，２月２１日の部長会の前に，日本ポリケム塩崎から，「もう少しナフサの動向を見極めたい，値上げを打ち出すのはもう少し待とう。」と言われたことにより，同部長会の直前に，日本ポリケムと共にＰＰのシェアで上位２社を構成するグランドポリマーの常務取締役で，かつ，日本ポリケム宇川と同じ高校，大学の４年先輩に当たるグランドポリマー土田に対し，上記のことを伝えた上，同部長会においては同人と共に値上げに消極的意見を述べたが，その後，２月末ころ，日本ポリケム塩崎から，「やはりナフサは高止まりしそうなので，当社はポリオレフィン全体の値上げを行わざるを得ない」と言われ，住友阪本とグランドポリマー土田に対し，日本ポリケムが値上げすることを決めたことを伝えた上，住友阪本に対し，各社を回って直接話をし，本気で値上げに取り組むよう信頼関係を築いてほしいと要請したのであり，３月６日の部長会の直前にグランドポリマー土田に対し，日本ポリケムはＰＰの値上げを行わない意向である旨伝えた事実はない，というのである。

ｂ　この供述に関し，被審人出光興産，被審人住友化学及び被審人トクヤマは，日本ポリケム宇川が，同部長会の直前の行動に関する供述調書の供述を後に訂正し，当該行動について具体的な記憶がないとする一方で，その直後に開かれた同部長会の内容については供述していることからして，当該行動について記憶がない（すなわち，グランドポリマー土田と面談したかどうかについても記憶がない）との同人の供述は信用できないと主張する（前記第３の１(2)ア(ｲ)ｂ）。しかし，同人は，当初，同部長会の場所には開始時刻である午前１０時ぎりぎりに到着したと述べていた（査第８９号証，第１２０号証）のを，後に，審査官からタクシーの乗車記録等を示されて，遅くとも午前９時３０分には到着していたと訂正し，その到着後開会までの行動について記憶がないというにすぎず，同人の当時の関心も，同部長会直前の行動についてよりも同部長会の内容についての方がはるかに高いはずであって，これらに照らすと，上記行動について記憶がないとの同人の供述が特段不自然であって信用

できないとまではいい得ない。

c　また，被審人住友化学は，仮に日本ポリケムが２月２１日の部長会の後に値上げの方針に転じたのであれば，３月６日の部長会開催前に日本ポリケム宇川からグランドポリマー土田にその旨伝えるのが常識的な行動であるところ，そのことについての立証がなく，日本ポリケム宇川の供述は信用できないと主張する（前記第３の１(2)ア(ｲ)ｃ）。しかし，日本ポリケム宇川は，前記のとおり，査第２４号証において，同人が２月末ころグランドポリマー土田に上記値上げの方針を伝えた旨供述しているのであって，この供述を前提とする限り，被審人住友化学の上記主張は理由がないこととなる。

(ｳ)　以上のように，日本ポリケム宇川の前記(ｲ)ａの供述の信用性には特段疑問の点はないのであって，このことに照らすと，３月６日の部長会直前の同人の行動に関する被審人らの前記(ｱ)の主張は採用できない。

ウ　部長会メンバーのＰＰの値上げに関する権限との関係

被審人出光興産及び被審人トクヤマは，部長会メンバーの大部分はＰＰの値上げにつき決定する権限を有していない者である以上，そのような者の間で会合をもっても，そこでの発言は社としてではなく個人としての発言にすぎないのだから，ＰＰの値上げにつき話合いをし，かつ合意することはできないと主張する（前記第３の１(2)ア(ｳ)）。

しかし，部長会メンバーは，各社の営業部長級の営業の責任者であって，会社の内部規定上値上げを最終的に決定する権限を有していなかったとしても，この者らにより価格カルテルの合意がされた場合に，その相互拘束力の形成におよそ寄与しないことはあり得ない。現に，７社の関係者は，ＰＰの値上げは営業部長級の者で話すべきことであったと認識していたのである（査第２６号証，第８４号証）。したがって，被審人出光興産及び被審人トクヤマの主張は採用できない。

エ　ＰＥとの関係

(ｱ)　被審人らは，ＰＰとＰＥは両方ともナフサを原料とし，ナフサ価格がその販売価格に与える影響が大きいことから，ナフサ価格の高騰を理由とする場合には，従来，ＰＰとＰＥは両方とも値上げしているので，３月６日に日本ポリケム塩崎が石化協のポリエチレン企画調査小

委員会でＰＥの値上げをしない旨表明した以上，同日のＰＰについても同様であったと主張する（前記第３の１(2)ア(ｴ)ａ）。そして，証拠（参考人塩崎昌弘）によれば，同人は，同日の同小委員会で，ＰＥの値上げはやりたいが，最終判断はもう少し待ってほしい旨発言したことが認められる。

しかし，同人の上記発言は，必ずしもＰＥの値上げを否定し去るものではないし，現に，日本ポリケムは，３月１７日にＰＰ及びＰＥ両方の値上げを社内の価格小委員会で決定し，同月２２日にその旨打ち出している（査第１７号証，第１１７号証）。その上，３月６日の時点でＰＰとＰＥの間で値上げに対する日本ポリケムの姿勢が異なったのは，ＰＰとＰＥの間で需要者が異なる場合があり，また，日本ポリオレフィンや三井化学のようにＰＥのみを製造販売する業者が存在する等の事情により，ＰＰとＰＥの間で市場の状況が異なっているため，日本ポリケムはＰＰ及びＰＥを共に購入する需要者との関係上ＰＥの値上げの打出しとそろえる必要があることからＰＰの値上げの打出しのタイミングを見計らっていたことによるものであると認められる（査第９２号証）。

また，ＰＰの値上げについて７社は部長会で情報交換を重ねてきており，ＰＰ製造販売業者にとってＰＰについて本件合意により安心して値上げを行える環境にあることを確認することは重要であるところ，需要者との関係ではＰＰとＰＥについて同時に値上げを打ち出せば足り，打出しに至る検討経緯がＰＰとＰＥについて同じである必要はなく，日本ポリケム塩崎のＰＥに関する上記発言があったからといって，必ずしも，ＰＰに関する本件合意の成立が否定されるものではない。

(ｲ) また，上記(ｱ)のとおり，日本ポリケムは，３月６日の時点で，ＰＥの値上げにつき否定し去っているわけではないから，日本ポリケムが同日の部長会でＰＰの値上げにつき積極的な態度を示したとしても，必ずしも他社から問題にされたり，ＰＰの値上げにつき他社から信頼されず，合意ができなくなるというわけではない。被審人住友化学及び被審人サンアロマーの前記第３の１(2)ア(ｴ)ｂの主張は失当である。

㈦　さらに，日本ポリケム塩崎が査第９２号証においてＰＰとＰＥにつき３月６日の時点において判断を異にした理由として述べるところは，日本ポリケムがＰＰとＰＥにつき同時に値上げを打ち出したことと必ずしも矛盾するものではないし，その内容も特段不合理とはいえない。そして，ＰＰとＰＥを同列に検討することが会社の方針及び社長の指示であったことを認めるに足りる証拠はなく，３月９日前までＰＰとＰＥの値上げにつき別個に検討・判断したことも，査第９２号証の供述内容に照らすと，特段不自然であるともいえない。被審人らの前記第３の１(2)ア(エ)ｃの主張も採用できない。

オ　出光三角の手帳の記載

被審人出光興産，被審人住友化学及び被審人サンアロマーは，出光三角の手帳の３月６日の欄の「値上げの件　時期後退」との記載は，３月６日の部長会の結果値上げを行うことが困難となった趣旨であると主張する（前記第３の１(2)ア(オ)）。

しかし，出光石化は支店等に４月１日出荷分からのＰＰの値上げがあり得る旨を１月ころに連絡していたところ，出光三角は，手帳の上記記載は，本件合意の成立が３月６日になったため，出光石化が当初予定していた４月１日出荷分からの値上げが困難になったことを意味し，３月６日の部長会でＰＰの値上げが決まらなかった意味ではないと供述している（査第１１４号証）。この供述の信用性を否定することはできず，被審人出光興産，被審人住友化学及び被審人サンアロマーの主張は採用できない。

カ　業界紙の記事

被審人らは，３月６日付けの化学工業日報に掲載された日本ポリケム塩崎のコメント記事からＰＰの値上げに同人が悩んでいる様子がうかがえるので，同日時点で同人がＰＰの値上げを決定していることはあり得ず，日本ポリケム塩崎の供述は信用できないと主張する（前記第３の１(2)ア(カ)）。

しかし，上記の化学工業日報の記事は，いつの取材に基づくものか証拠上不明である上，その内容もＰＥ及びＰＰとも値上げしたいが，値上げのタイミングを見計らっているというものにすぎず（査第９０号証），値上げの意思や予定を必ずしも否定するものではないから，この記事を

もって，本件合意の成立の認定の妨げとなるものということはできない。

キ　小括

前記アの各供述調書における供述内容については，被審人らが前記第３の１(2)ア(ｱ)ｅ，ｆ，ｇ及びｌで主張するとおり，具体性に欠ける部分や，相互に食い違っているともいい得る部分がみられる。しかし，これらの点は，単なる記憶の不鮮明や記憶違いに基づくものとみることができ，上記の各供述は，全体としては一致しており，内容的にも特段不自然な点はみられない。また，上記ア(ｲ)，(ｳ)，イないしカで検討したとおり，これらと矛盾する事実もないというべきである。

⑵　３月６日の部長会に至る経緯

ア　はじめに

３月６日の部長会に至る経緯として前記第１の２(1)ないし(4)に示した事実，すなわち，７社が，１月２１日から２月２１日にかけて，部長会において，ナフサ価格の高騰を背景に，４月以降のナフサ価格の見通し及びＰＰの値上げの必要性について検討を重ね，２月７日の部長会においてナフサコストレベルを１キロリットル当たり１７，０００円から１８，０００円とすることとしたこと，日本ポリケムは，２月２１日の部長会においては値上げにつき消極的な意見を述べたが，２月末ころ積極に転じたこと，日本ポリケム宇川から要請を受けた住友阪本が，各社を回って，値上げ意思の有無を確認したことについて，被審人らは，前記第３の１(1)アのとおり主張するので，以下，これにつき判断する。

イ　２月７日の部長会

⑺　被審人出光興産，被審人住友化学及び被審人トクヤマは，２月７日の部長会においてナフサコストレベルについての共通認識は得られなかったと主張する（前記第３の１(1)ア(ｲ)ａないしｃ）。

しかし，ナフサコストレベルは，本件においては，需要者に対するＰＰの値上げの説明の根拠とするためのものであって，厳密なものである必要はないし，各社間で完全に一致させる必要もない。前記第１の２(2)のとおり，ナフサコストレベルについての各社の認識が１，０００円（ＰＰ１キログラム当たりの販売価格にして２円）程度の開きに止まるのであれば，ＰＰの販売価格自体は各社によって必ずしも同じではないのであるから，需要者に対する説明の根拠として十分使

えると考えられる。また，ナフサコストレベルの計算に係る日本ポリケム宇川の供述（査第１６号証）も，特段不合理なものとはいえない。

したがって，上記被審人らの主張は採用できない。

(ｲ) 被審人トクヤマは，２月７日の部長会を含め，部長会に出席していたことは一度もないと主張する（前記第３の１(1)ア(ｲ)ｄ）。

しかし，トクヤマ横地が部長会に出席していたことは同人の供述調書（査第２１号証ないし第２３号証，第３２号証，第９４号証）から明らかであって，同被審人の主張は失当である。

ウ　２月２１日の部長会

日本ポリケム宇川が２月２１日の部長会の開催直前にグランドポリマー土田に対して日本ポリケムはＰＰの値上げにつき消極論に転じた旨を告げたとの日本ポリケム宇川の供述（査第２４号証）が信用できることは，前記(1)イ(ｲ)，(ｳ)で述べたとおりであって，その信用性を否定する被審人出光興産，被審人住友化学及び被審人トクヤマの前記第３の１(1)ア(ｳ)の主張は採用できない。

なお，同部長会の直前にグランドポリマー土田が日本ポリケム宇川に対してグランドポリマー森本がクレームを述べたことを伝えたとする上記被審人らの主張に係る事実と，日本ポリケム宇川がグランドポリマー土田に上記消極論に転じた旨を告げた事実とは何ら矛盾するものではなく，グランドポリマー土田が日本ポリケム宇川に対してグランドポリマー森本がクレームを述べたことを伝えたのが何日であるかは，日本ポリケム宇川の上記供述の信用性に影響しない。

エ　住友阪本によるＰＰの値上げ意思の確認について

日本ポリケムが値上げ方針に転じた場合に，日本ポリケム宇川が部長会の司会役である住友阪本に対してこのことを伝え，各社を回って値上げ意思の確認をするよう要請することはごく自然であるし，住友阪本がその確認結果につき日本ポリケム宇川に報告しなかったからといって，必ずしも，当該要請がなかったということにはならない。また，住友阪本が３月２日及び３月３日にトクヤマ水野，チッソ前田，ＭＳＳ高橋及び出光佐藤を訪問した目的が，単に新年会への出席のお礼であったというのは不自然というほかはない。被審人住友化学及び被審人トクヤマの前記第３の１(1)ア(ｴ)ａないしｃの各主張も採用できない。

オ　小括

以上に検討したところによれば，３月６日の部長会に至る経緯については，前記第１の２(1)ないし(4)のとおり認定できる。

そして，ナフサ価格はＰＰの値上げの唯一の決定的な要素ではない（被審人出光興産及び被審人住友化学の前記第３の１(1)ア(ｱ)ａの主張）にせよ，その主要な根拠となるのであって，７社が前記のとおりナフサコストレベルについての認識を共通にし，かつ，ナフサ価格の見通しを一致させたことは，ＰＰの値上げの大きな動機となり得るものであり，上記経緯は，３月６日の部長会での本件合意の成立と極めてよく整合するというべきである。

なお，被審人出光興産，被審人住友化学及び被審人トクヤマは，当時，３月末のＯＰＥＣ総会で原油増産決定が行われると予想されており，３月６日の時点で４月以降のナフサ価格を見通すことは不可能であったから，値上げの合意をするはずがないと主張する（前記第３の１(1)ア(ｱ)ｂ）。しかし，ＰＰ製造販売業者がＰＰの値上げを行うためには，その必要性を需要者に理解してもらう必要があるが，ナフサ価格が上昇する旨の見通しは，需要者に対する最も有力な説明の根拠となるものであるところ，価格の予測は，常に不確定要素を含むものである。そして，現に，７社は，３月６日の部長会後の需要者に対するＰＰの値上げ交渉において，４月以降のナフサ価格の上昇の見通しを値上げの根拠として用いた（査第２０号証，第９７号証ないし第１００号証）。このことによれば，上記被審人らの主張は採用することができない。

⑶　３月６日の部長会後の経緯

ア　７社の値上げ打出しの理由等

⑺　７社が，３月６日の部長会の後，前記第１の３(1)のとおり値上げを打ち出したことは，同項に挙示した証拠により明らかである。

⑴　被審人らは，３月６日の部長会の後直ちに値上げのための社内手続が開始されず，また，値上げの打出し日及び実施日が様々であるので，７社の値上げの打出しは本件合意に基づくものとはいえないと主張する（前記第３の１(3)ア(ｱ)ｂ，ｃ，ｅ，ｆ，ｈないしｊ）。

⑼　７社の値上げのための社内手続の経過については，以下のとおり認められる。

ａ　日本ポリケム

日本ポリケムでは，３月８日に日本ポリケム塩崎が，日本ポリオレフィンがＰＥの値上げを行う旨の新聞報道に接し，ＰＰの値上げのための社内手続を開始するように指示し，同月９日にポリオレフィン事業本部営業統轄部が価格小委員会に対し価格改定申請書を提出し，同月１７日に同委員会がＰＰの値上げを承認した。（査第９２号証，第１１６号証，第１１７号証，参考人塩崎昌弘）

ｂ　グランドポリマー

グランドポリマーにおいては，３月１５日午後の予算会議でグランドポリマー土田がグランドポリマー森本にＰＰの値上げを行う旨伝え，同人は当該予算会議の最後に同月第４週にＰＰの値上げについて最終的な方針を決めると発言した後，同月２１日の役員会でＰＰの値上げが決定された。（査第３６号証，第８６号証，第８８号証）

ｃ　チッソ

３月１０日までに，チッソ森本は，ＰＰの値上げにつきチッソ前田及び田畑暢哉執行役員樹脂事業部長の了解を得ており，これにより，ＰＰの値上げが決定された。（査第１３号証，第２６号証，第４１号証，第１１８号証）

ｄ　出光石化

３月１３日に，出光佐藤はＰＰの値上げのための需要者に対する通知文書を作成するよう部下に指示した。（査第６号証，第４３号証）

ｅ　住友化学工業

３月１４日に住友阪本が価格審議委員会の開催を申請し，同月２３日に同委員会が開催され，ＰＰの値上げが承認された。（査第４６号証）

ｆ　ＭＳＳ

４月５日に，ＭＳＳ佐紺は，同月１０日の経営会議後にＰＰの値上げを行うので準備をするよう部下に指示し，同日の経営会議でＰＰの値上げが決定された。（査第４９号証，第９５号証）

ｇ　被審人トクヤマ

３月２１日にトクヤマ水野が価格検討委員会に対して価格改定申請書を提出し，同月２４日に同委員会がＰＰの値上げを承認した。（査第５２号証，第５３号証）

(ｴ) 上記のとおり，７社のうちＭＳＳを除く６社は，４月１５日ないし同月２１日からＰＰの値上げを実施すべく３月８日から同月２４日までの間に社内決定を行った。また，ＭＳＳは，５月１日からＰＰの値上げを実施すべく４月１０日に社内決定を行った。

しかし，値上げのための手続は各社によって異なるのであり，３月６日の部長会の後直ちに値上げのための手続を開始しなかったり，打出し日が様々であるからといって，必ずしも本件合意の成立が否定されることにはならない。

３月６日に本件合意が成立したからといって，ＰＰの値上げの打出しを行うには，ＰＰ及びＰＥの両方を購入する需要者との関係上，ＰＥの値上げの打出しと同時に行う必要があると考えられるところ，特に日本ポリケム，出光化学及び住友化学工業のようにＰＰ及びＰＥの両方を製造販売する業者にあっては，３月６日以降もＰＥの値上げのタイミングを見計らう必要があり，また，４月以降に値上げを打ち出すためには，７社が３月６日の部長会後直ちにＰＰの値上げのための社内手続を行う必要があるともいえない。

前記第１の３(1)のとおり，ＭＳＳを除き，３月中に値上げの打出しが行われたところ，打ち出されたＰＰの値上げの実施日については，ＭＳＳ以外については，いずれも４月以後実施という本件合意の内容と一致しており，７社間で実施日が異なることも，本件合意に基づかないことを意味するものではない。また，ＭＳＳについては，唯一５月１日が実施日とされているが，４月中に実施という観点からみれば，暦日にして３日，営業日にして１日の違いにとどまっている。そして，この日数の違いは多少の遅れと評価できるものであり，この違いをもって，ＭＳＳのＰＰの値上げの打出しが本件合意に基づくものでないとまではいえない。

したがって，被審人らの上記主張は採用できない。

(ｵ) 被審人らは，３月６日の部長会終了後にグランドポリマー土田がグランドポリマー猿渡に対して「値上げはツブしたぞ」と発言し，さら

に，それを受けてＰＰの営業担当者であるグランドポリマー猿渡が同日の週にグランドポリマー土田の休暇の許可を受けて，４月１０日から海外旅行に出かけたことは，３月６日に値上げについて７社の間で合意が成立していないことを意味すると主張する（前記第３の１(3)ア(ｱ)ｅ）。そして，証拠（査第８８号証，参考人土田忠良）中にも，これに沿う供述がある。

しかし，まず，上記の「値上げはツブしたぞ」との発言は，素直に解すれば，平成１２年春の値上げの話は確定的に消滅したとの意味であるが，３月６日の本件合意の成立を否定するグランドポリマー土田でさえ，同日の部長会で値上げの話が確定的になくなったのではなく，その後も，グランドポリマーとしては，自社が値上げに踏み切る前提として，日本ポリケムが本気で値上げを行うのかどうか本音を確認しようとしていたと供述する（査第８６号証）のであり，この供述に照らしても，グランドポリマー土田の上記発言があったとは認められず，被審人らの主張は採用できない。

次に，査第８８号証によれば，グランドポリマー猿渡は，３月８日にグランドポリマー土田からリフレッシュ休暇の許可を得て４月１０日から８日間海外旅行に出かけたことが認められる。しかし，グランドポリマー土田は，グランドポリマーの親会社である三井化学が３月１５日にＰＥの値上げ方針を固めたという情報をも踏まえてＰＰの値上げの打出しを決めており(査第８６号証, 第８８号証)，同人は，３月６日の週は，同日の部長会以降，ＰＥの値上げの打出し時期に関する情報を収集することにより，ＰＰの値上げの打出しのタイミングを見計らっていたと認められるので，当時はＰＰの値上げの打出し時期は決まっておらず，３月８日にグランドポリマー土田がグランドポリマー猿渡に４月１０日からの休暇の許可を与えたからといって，本件合意の成立は否定されない。

(ｶ) チッソ森本は，３月１１日から同月２１日まで東南アジア，台湾へ海外出張に出かけている（査第１３号証）が，通常，海外出張はその相当以前から出張先企業の了解を得て計画されるものであって，同月６日に本件合意が成立したからといって簡単に取りやめられるものではなく，チッソが需要者と値上げ交渉を開始したのが同人が帰国し

た後である同月２３日であることに照らしても，上記の海外出張の事実をもって同月６日の本件合意の成立を否定する被審人トクヤマの前記第３の１(3)ア(ｱ) ｆ(b)の主張は採用できない。

㈣ 出光石化が，打出し値上げ幅を１０円ないし１５円と設定したことは前記第１の３(1)のとおりであるが，本件合意における値上げ額を下回るものではないから，本件合意と矛盾するとはいえず，上記のことから必ずしも本件合意の成立を否定することはできない。被審人出光興産及び被審人住友化学の前記第３の１(3)ア(ｱ) ｇの主張も失当である。

㈤ 被審人トクヤマは，自社は，本件合意とは異なり，３月２３日の段階で，実質５円の引上げを狙っていたと主張する（前記第３の１(3)ア(ｱ) ｊ(b)）。

本件合意は，ＰＰの値上げの打出し額についてのものであり，実際に引き上げる額についてのものではない。また，被審人トクヤマは１０円以上の値上げを打ち出している（査第５４号証，第５５号証）ところ，打出し額と実際の引上げ額が異なることは当然のことと７社間では理解されており（査第３６号証），社内で決めていた目標の引上げ額が打出し額と異なることは，本件合意に基づくＰＰの値上げの打出しではないことを意味しない。被審人トクヤマの上記主張も採用できない。

㈥ 被審人らは，トクヤマ水野が３月９日の取締役会においてＰＰの値上げを否定していることは，本件合意が３月６日に成立していないことを意味すると主張する（前記第３の１(3)ア(ｱ) ｊ(c)）。そして，審Ｄ第２号証ないし第４号証によれば，トクヤマ水野が，３月９日の取締役会において，値上げにつき否定的な発言をしていることが認められる。

しかし，被審人トクヤマは，ＰＰの生産能力が７社中最下位であり，従来，ＰＰの値上げの打出しに当たっては常に大手２社等の他社の動向を見極めて追随していたのであり（査第５０号証，第５３号証ないし第５５号証），３月９日の時点では，トクヤマ水野は他社の動向をうかがっていた可能性も十分にあり，同人が同日の取締役会においてＰＰの値上げを否定したとしても，本件合意の成立が否定されるもの

ではない。したがって，被審人らの上記主張は採用できない。

イ　３月１７日の部長会

㈠　合意の確認はできないという被審人らの主張について

被審人住友化学は，３月１７日の部長会において，７社のうち，日本ポリケム，グランドポリマー，出光石化，住友化学工業及びＭＳＳの５社から部長会メンバーが出席して，各社の値上げの決定状況や，その手続の進ちょく状況について話をしたことを認めており（前記第３の１(3)ア(ｲ)ａ），その余の被審人らも，このことにつき積極的に争っていない。前記第１の２(6)に示した証拠中，同日の部長会で話し合われた内容に係る部分には特段不自然な点はみられず，同日の部長会の状況については前記第１の２(6)のとおり認定できる。

㈡　被審人出光興産は，ＭＳＳ佐紺が３月１７日の部長会で社内手続が行われていないと表明したところ，他社の出席者から特段非難等の発言がなかったことは，本件合意が成立していないことの証左であると主張する（前記第３の１(3)ア(ｲ)ｅ）。しかし，３月１７日の部長会でのＭＳＳ佐紺の発言は，本件合意どおりＰＰの値上げを行うが，その具体的な日程，打出し額及び対外発表の時期は決まっていない趣旨であると他社の出席者は理解した（査第３４号証ないし第３６号証）のであり，被審人出光興産の主張するような事実をもって，必ずしも，本件合意の成立を否定することはできず，同被審人の上記主張は採用できない。

㈢　被審人住友化学及び被審人トクヤマは，３月１７日の部長会において，３月２７日の部長会に責任分担ユーザーの案を持ち寄ることとされたことを争い，また，ＭＳＳと被審人トクヤマに対しその旨連絡されたことを示す証拠がないと主張する（前記第３の１(3)ア(ｲ)ｇ）。

しかし，３月２７日の部長会において責任分担ユーザーが取り決められたことは，後記ウのとおり明らかである。また，同部長会には，グランドポリマー鈴木以外の部長会メンバーが全員出席していること，日本ポリケム宇川，グランドポリマー土田及び出光三角はあらかじめ３月２７日の部長会に責任分担ユーザーの案を持ち寄ることを認識していたこと（査第３０号証，第３４号証，第３６号証）並びに３月２７日の部長会では予定どおり責任分担ユーザーが取り決めら

れたことからすれば，責任分担ユーザーの案を持ち寄り責任分担ユーザーを決定するという３月２７日の部長会の開催趣旨について，ＭＳＳ及び被審人トクヤマを含む７社の部長会メンバーに対し事前に連絡が行われたと推認できる。被審人住友化学及び被審人トクヤマの上記主張は理由がない。

ウ　３月２７日の部長会について

㈠　被審人らは，３月２７日の部長会は，責任分担ユーザー決定のため開催されたものではないし，責任分担ユーザーは決定されなかったと主張する（前記第３の１(3)ア(ｳ)）。

しかし，日本ポリケム宇川の供述調書である査第４０号証添付の「（下津部長）」で始まるメモには，「各社の責任担当」と題して前記第１の２(7)の①ないし⑦と同じように７社各社についてユーザー名が列挙され，日本ポリケム宇川は，このメモは責任分担ユーザーを記載して後任の日本ポリケム下津に渡したものである旨供述しているところ，上記メモは，この供述どおりの趣旨以外には到底解し得ないものである。そして，前記第１の２(7)に示した各証拠も総合すると，同日の部長会は責任分担ユーザー決定のため開催され，かつ，その場において責任分担ユーザーが決定されたことは明らかというべきである。

㈡　被審人サンアロマーは，ＭＳＳは責任分担ユーザーの案を承諾しておらず，責任分担ユーザーの合意に参加していないと主張する（前記第３の１(3)ア(ｳ)ｃ）。

審Ｃ第１号証によれば，ＭＳＳ佐紺は，３月２８日に王子製紙滋賀工場を訪問して，値下げによる取引量の拡大を申し込んだことが認められる。しかし，前記第１の３(1)のとおり，ＭＳＳの具体的な値上げ打出し日は４月１１日であって，上記の申込みはそれよりも前であるし，その後実際に，ＭＳＳは，４月１２日に文書をもってＰＰの値上げを王子製紙に要請している（査第９７号証）のであるから，ＭＳＳが責任分担ユーザーの合意に参加していないとはいえない。

なお，上記の値上げの要請時に，ＭＳＳの担当者は値上げは難しいと思うと述べたが，これを王子製紙の担当者は単なる愚痴と受け止めており（査第９７号証），このことをもって，ＭＳＳがＰＰの値上げ

交渉を真剣に行う考えがなかったとまでは認められない。

エ　小括

上記アないしウで述べたところによれば，３月６日の部長会後の７社の行動については，前記第１の２(6)，(7)及び３(1)のとおり認定できる。これらの行動は，同部長会において本件合意が成立したことと，よく整合する。とりわけ，前記ウのとおり証拠上明らかに認められる責任分担ユーザーの合意は，本件合意の成立を前提とするものとしか理解し得ないものである。

⑷　争点①についての結論

ア　以上のとおり，３月６日の部長会での本件合意の成立については，その直接証拠の信用性を特段否定すべき事情はなく（前記(1)），同部長会に至る経緯（同(2)）及び同部長会後の７社の行動（同(3)）も，本件合意の成立とよく整合している。これらのことからすれば，同部長会において，本件合意が成立したことが認められる。

そして，前記第１の３及び４に掲げた各証拠に照らせば，本件違反行為は，５月３０日以降遅くとも１０月２５日までの間に違反行為者全員についてなくなり，本件合意もそのころ消滅したものと認められる。

イ　被審人サンアロマーは，ＭＳＳ佐紺は，部長会において，ＭＳＳの意思と受け取られるような発言を避けており，３月６日の部長会では沈黙していたから，本件合意に加わる意思がなかったことは明白であったと主張する（前記第３の１(2)ア(ｱ)ｋ）。

上記部長会におけるＭＳＳ佐紺の言動の詳細は明らかでないが，日本ポリケム宇川は，その供述調書（査第２７号証）において，ＭＳＳ佐紺は，同部長会において終始沈黙していたのではなく，「皆さんのお考えは分かりました。私もここまでナフサが上がれば値上げは止むを得ないと考えております。皆さんのお考えは分かったので値上げするかどうかについては会社に持ち帰って判断します。」と発言したとしている。

上記発言は，単に個人的見解として賛同の意を述べたにすぎず，ＭＳＳとしての判断は留保したものであると解されないでもない。

しかし，日本ポリケム宇川は，その供述調書（査第２７号証）において，ＭＳＳは外資系で独占禁止法違反に対する社内ルールが厳しいのでＭＳＳ佐紺はいつも会社に持ち帰って検討する旨の発言を付け加えて

いたと推測しており，ＭＳＳ佐紺が当該発言を付け加えたとしてもＭＳＳも値上げを打ち出すことを疑っていなかったと述べているところ，これによれば，ＭＳＳ佐紺の当該発言は，会社の立場をおもんばかっての表面的なものにすぎないと解することができる。そして，同人は，前記第１の２(1)ないし(3)及び(5)のとおり，１月２１日から３月６日までの部長会のうち２月２１日の部長会を除きすべて出席しており，そこでは，ＰＰの値上げについて各社の意思の合致に向けての話合いがされ，同人はこれについて特段の異論を述べたわけではなく，３月６日の部長会では，７社のうち少なくともＭＳＳを除く６社間ではＰＰの値上げにつき合意が成立しており，同人も反対意見を述べたわけではないのである。しかも，ＭＳＳは，その後，３月２７日の部長会に出席して責任分担ユーザーの決定に参加し，４月１１日には合意の内容に沿った値上げを打ち出している。これらの行動は，独自に事業活動を行う真の競争者の行動としては到底説明のつかないものであって，ＭＳＳも３月６日の部長会において本件合意に参加したものと認められる。

また，仮に，被審人サンアロマーの主張するとおりＭＳＳ佐紺が３月６日の部長会の席上何らの発言をしなかったとしても，上記の経過に照らせば，ＭＳＳも３月６日の部長会において本件合意に参加したものと認められる。

ウ　また，上記イ及び前記(3)イ(ｲ)で述べたことに照らせば，ＭＳＳの本件合意への参加及び他社との意思連絡を否定する被審人サンアロマーの前記第３の１(3)ア(ｲ)ｆの主張も採用できない。

2　争点②（一定の取引分野）について

審査官の前記第３の２(1)の主張は相当であり，本件においては，ＰＰ（ナフサリンク方式により販売価格を設定しているものを除く。）全体で１個の「一定の取引分野」を形成していることは明らかである。

3　争点③（措置の必要性）について

⑴　被審人住友化学及び被審人サンアロマーについて

前記第１のとおり，本件審判開始決定の時までに本件違反行為が存在し，かつ当該行為は既になくなっていると認められる。そして，本件違反行為が平成１２年中に終了した後，現在まで６年以上が経過し，ＰＰ製造販売業者の数は７社から４社に減少した。すなわち，まず，被審人トクヤマは，

平成１３年７月１日，ＰＰの販売業を出光石化に譲渡し，次に，出光石化は，平成１６年８月１日，被審人出光興産に吸収合併され，被審人出光興産は，平成１７年４月１日，グランドポリマーを吸収合併していた三井化学と共同新設分割によりプライムポリマーを設立し，両社のＰＰの製造販売業を包括承継させ，被審人トクヤマ及び被審人出光興産は，ＰＰの製造販売業を営んでいない。さらに，チッソも，チッソ石化にＰＰの販売業を譲渡し，チッソ石化は，平成１５年１０月１日，吸収分割によりＰＰの製造販売業を日本ポリケムに承継させた。したがって，現在，国内でＰＰの製造販売業を営むのは，日本ポリプロ，プライムポリマー，被審人住友化学及び被審人サンアロマーの４社のみである。

被審人らは，本件違反行為に至る過程において，本来他企業には秘匿すべき各社のナフサ価格とＰＰの価格との具体的関係について平然と情報交換してきたのであって，本件違反行為終了後，ＰＰ小委員会及び部長会は開催されなくなったものの，これは公正取引委員会の立入検査を契機とするものであること，ＰＰ製造販売業者の数は７社から４社に減少したことにより，ＰＰ製造販売業者がＰＰの値上げ合意へ向けて上記の情報交換をすることは本件当時に比べさらに容易になったこと，前記第１の１(4)のように，ナフサ価格とＰＰの価格との連動性が比較的単純であることに照らすと，ＰＰの値上げについて共通の認識を形成しやすいといえること及びＰＰをはじめとするポリオレフィン業界においては価格の引上げを行う不当な取引制限が繰り返し行われてきて，とりわけ被審人住友化学は過去にＰＰの価格カルテルにつき１回，ＰＥの価格カルテルにつき３回行政処分を受けたこと（争いがない。）からすれば，今後，本件違反行為と同様の違反行為が再び行われるおそれがあると認めることができる。

したがって，被審人住友化学及び被審人サンアロマーについては，独占禁止法第５４条第２項に規定する「特に必要があると認めるとき」に該当するということができる。

⑵　被審人出光興産及び被審人トクヤマについて

被審人出光興産について，審査官は，同社がプライムポリマーのＰＰ製造販売業を実質的に営んでいると主張するが，同社とプライムポリマーは別法人であって，同社のプライムポリマーに対する出資割合が３５パーセントにとどまることにもかんがみると，被審人出光興産がＰＰ製造販売業

を実質的に営んでいるということはできない。また，被審人トクヤマは，現在，ＰＰの製造販売業を営んでいない。したがって，被審人出光興産及び被審人トクヤマについては，独占禁止法第５４条第２項に規定する「特に必要があると認めるとき」に該当するとはいえないものというべきである。

⑶　なお，独占禁止法第５４条第２項にいう「特に必要があると認めるとき」に該当するか否かの判断については，公正取引委員会の専門的な裁量に委ねられているものというべきである（最高裁判所平成１６年（行ヒ）第２０８号，平成１９年４月１９日判決）。

第５　法令の適用

以上に判断したとおり，被審人４社及び３社は，共同して，ＰＰの販売価格の引上げを決定することにより，公共の利益に反して，我が国におけるＰＰの販売分野における競争を実質的に制限していたものであり，これは，独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し，同法第３条の規定に違反するものであり，かつ，被審人住友化学及び被審人サンアロマーについては，同法第５４条第２項に規定する「特に必要があると認めるとき」に該当するので，被審人住友化学及び被審人サンアロマーに対し，同条同項の規定により，主文第１，２項のとおり審決することが相当であり，また，被審人出光興産及び被審人トクヤマについては，同条同項に規定する「特に必要があると認めるとき」に該当しないので，同条第３項の規定により，主文第３，４項のとおり審決することが相当であると判断する。

平成１９年５月１５日

公正取引委員会事務総局

審判長審判官　　原　　啓一郎

審判官　　中　出　孝　典

審判官高橋省三は転任のため署名押印できない。

審判長審判官　　原　　啓一郎

別　紙

会　社　名	役職（平成１２年１０月時点）	氏　　名
日本ポリケム	取締役名古屋支店長 （平成１２年３月３１日まで取締役ポリオレフィン事業部ポリプロピレン営業部長）	宇川　進 （日本ポリケム宇川） （平成１２年３月末まで出席）
	ポリプロピレン営業部長 （平成１２年３月３１日まで名古屋支店長）	下津　健司 （日本ポリケム下津） （平成１２年４月以後出席）
グランドポリマー	常務取締役産業材・包材営業部長	土田　忠良 （グランドポリマー土田）
	取締役工業材営業部長	鈴木　嘉樹 （グランドポリマー鈴木）
チッソ	樹脂事業部ポリプロ部長 （平成１２年３月３１日までポリプロポリエチ事業部ポリプロ第一部長）	森本　威之 （チッソ森本）
出光石化	合成樹脂部次長 （平成１２年３月３１日まで樹脂販売部次長）	三角　隆義 （出光三角）
住友化学工業	取締役ポリプロピレン事業部長 （平成１２年４月２日まで樹脂事業部長，同年６月２８日までポリプロピレン事業部長）	阪本　良嗣
	ポリプロピレン事業部ポリプロピレン部長 （平成１２年４月２日まで樹脂事業部ポリプロピレン部長）	鈴木　信敏 （住友鈴木）
ＭＳＳ	ポリプロピレン事業部営業部長	佐紺　悠一 （ＭＳＳ佐紺）
トクヤマ	樹脂事業部樹脂営業部長	横地　旦 （トクヤマ横地）